

事業計画書（目次）

1 サービスの向上

(1) 「指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等」	提案書 1	1~8
(2) 「業務の一部を委託する場合の考え方、業務内容等」	提案書 2	9~10
(3) 「施設の維持管理」	提案書 3	11~15
<付属書類> 年間維持管理計画表		
(4) 「利用促進のための取組」	提案書 4	16~25
<付属書類>		
駐車場事業計画（該当施設がある場合）		
(5) 「自主事業の内容等」	提案書 5	26~27
<付属書類>		
ア レストラン等事業計画（該当施設がある場合）		
イ その他施設の事業計画（該当施設がある場合）		
(6) 「利用料金の設定・減免の考え方」	提案書 6	28
(7) 「利用者対応・サービス向上の取組」	提案書 7	29~32
(8) 「日常の事故防止、緊急時の対応」	提案書 8	33~39
(9) 「急病人及び新型コロナウイルス等への対応」	提案書 9	40~42
(10) 「災害への対応（事前、発生時）」	提案書 10	43~47
(11) 「地域と連携した魅力ある施設づくり」	提案書 11	48~51

2 管理経費の節減等

<付属書類>

　ア 収支計画書

　イ 収入積算内訳書

3 団体の業務遂行能力

(12) 「人的な能力、執行体制」	提案書 12	52~57
(13) 「財政的な能力」	提案書 13	58~60
(14) 「コンプライアンス、社会貢献」	提案書 14	61~68

<付属書類>

　労働条件に関する自己チェックシート

(15) 「事故・不祥事への対応、個人情報保護」	提案書 15	69
(16) 「これまでの実績」	提案書 16	70

※ 2つの公園を一つの募集単位とする公園（緑地）についても、提案書の1~12を公園（緑地）ごとに記載してください。

1 サービスの向上

提案書1「指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等」

○公園の設置目的を踏まえた総合的な管理運営の方針について提案してください。

(1) 指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方

ア 財団の役割

宮ヶ瀬湖周辺地域においては、宮ヶ瀬ダムの建設に併せて、国・県・関係市町村により、平成4年（1992年）4月に「宮ヶ瀬ダム貯水池周辺地域整備基本計画」が策定され、「人と自然、都市と地域の交流・共存をめざす自然公園的機能を持った都市型リゾート地の形成」を基本理念として、3拠点（宮ヶ瀬湖畔地区、鳥居原地区、ダムサイト・あいかわ公園地区）の整備が進められてきました。

この3拠点に開発地域を限定して整備を進めるこにより、水源地域として湖の水質及び周辺地域の自然環境の保全を最優先としつつ、周辺地域の振興や活性化を図ってきたという経緯があります。

また、この基本計画に沿って良好な地域づくりを一体的・計画的に推進するため、企画立案と合意形成の促進、公共施設等の管理の受託、宮ヶ瀬湖周辺地域の情報の提供、活性化の促進、調査研究等について、国・県・市町村、利水者、民間等の協力と連携を行うといった設立趣意書のもと、平成4年（1992年）10月に「財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団」が設立され、平成23年（2011年）10月に公益財団法人に移行しました。

更に、当財団は平成29年（2017年）11月に日本版DMO法人（地域連携DMO）として観光庁から登録を受けました。DMO法人とは、地域の観光資源（ダム、名所、自然、産業等）に精通し、地域・関係者と連携しながら観光地域づくりの舵取り役となり、地域の稼ぐ力を引き出すことを目的とする法人です。現在、当財団は厚木市を含めた4市町村のDMOエリアにおいて、市町村、観光協会など各種団体、事業者等と連携を図りながら、地域の活性化に向けた事業を展開しています。



地域連携 DMO エリア

※DMO法人

Destination Management / Marketing Organization

※DMOエリア（地域連携DMOとしての対象地域）

①神奈川県愛甲郡清川村、②愛甲郡愛川町、③厚木市飯山地区・七沢地区、

④相模原市緑区の一部（根小屋、長竹、青山、鳥屋）

イ 地域連携 DMO としての取組や実績

(ア) 観光地域づくり法人（DMO）とは何か

a 観光地域づくり法人（DMO）登録の背景

当財団は宮ヶ瀬ダムの誕生とともに設立され、宮ヶ瀬湖に隣接する清川村、愛川町及び相模原市緑区（旧津久井町）を中心に地域の活性化・振興策を実施してきま

したが、宮ヶ瀬湖周辺を取り巻く環境の変化が現れてきたところ、折しも、観光立国を進めるという国策の流れの中で、観光庁が平成27年に日本版DMO法人登録制度を創立しました。当財団は平成29年11月に日本版DMO法人として登録を受け、令和3年1月には制度改正に伴い、観光地域づくり法人（地域連携DMO）として更新登録を受けました。観光地域作りの舵取り役として、厚木市を含めた4市町村や観光協会、各事業者と連携を図りDMOエリアへの来訪を促し観光消費を上げることで地域の活性化の推進を行っています。

b 官民の垣根、地域の垣根を越えた連携

複数の市町村をまたがる「地域連携DMO」として地域連携を進める上で、官民の垣根、地域の垣根を越え、広域的な調整機能を発揮した地域連携事業などの取組みを推進します。

C 観光地域づくり法人としての取り組み

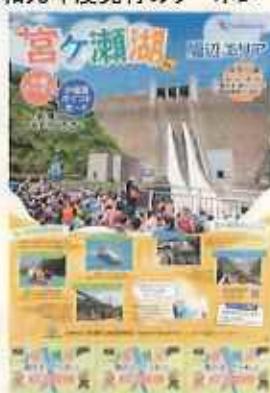
地域連携事業を進めるにあたり、当財団が事務局となり平成30年度に「宮ヶ瀬湖周辺DMO推進ネットワーク会議」を立ち上げました。参加メンバーは、当財団が観光地域づくり法人として申請する際に「連携する事業者」として掲げた事業者44団体です。具体的には各地域の観光協会・商工会・NPO法人・公共施設の指定管理者等の事業者や当財団の出捐団体等です。平成30年7月31日に第1回目の「宮ヶ瀬湖周辺DMO推進ネットワーク会議」を開催しました。この会議において観光地域づくり法人として取り組む地域連携事業の検討や意見交換の場として運営しています。

(イ) 取組及び実績

a 地域クーポンの発行

地域の商店・宿泊事業者・交通事業者・観光協会等が連携や周遊性を考慮しつつ、DMOエリア全体の魅力発信のためクーポン券を発行しています。来客を促進し売上げアップを図るため、平成30年度から実施している地域連携事業です。

令和元年度発行のクーポン



b ダム貯蔵酒の販売プロデュース

観光地域づくりの一環として、ダム貯蔵酒を発売すること

で地域活性化のための「地域名産品のブランディング」を図り、来訪者の増や情報発信そして事業者同士の交流のきっかけづくりを進めるものです。

ダム内部にはダムの維持管理を行うための監査廊があり、年間を通して温度が12度前後という特性を持っている点に着目し、宮ヶ瀬ダムを管理する「国土交通省関東地方整備局相模川水系広域ダム管理事務



ダム貯蔵酒

所」との連携・協力の下、地域活性化事業の一つとして取り組んだのが日本酒の貯蔵です。

今後は、日本酒だけではなく、味噌や日本茶など地域の名産品の熟成にも活用し、周辺地域の活性化を進めていきたいと考えています。

ウ 財団の総合的な運営方針、考え方

(ア) 宮ヶ瀬湖周辺3拠点の一体運営

当財団が3拠点を一体として管理運営するなかで、個々の施設の利用促進や相互連携はもとより、遊覧船やロードトレイン、各種イベント等の財団自主事業も加え、エリア全体としての魅力向上や利用者にとっての利便性向上に努めてきました。あいかわ公園においては、県から示された「環境特性」及び「公園整備方針」を踏まえた運営を行っていきます。



(イ) 宮ヶ瀬ダム周辺振興財団 施設運営5つのテーマ

当財団では自然環境の保全、安全快適な利用環境の確保に努めるとともに、宮ヶ瀬湖周辺地域で活動する多様な団体や企業、人材との連携による充実を目指し、環境負荷の軽減を目的としたゼロエミッションや省資源化に取り組みます。また「県や地元市町村・企業等の出捐により設立された公益財団法人」として信頼感のある指定管理者たるよう努めます。さらに、環境、防災、健康、交通など、地域や社会の変化や動向、ニーズや関心の高まりを的確にとらえて、県立あいかわ公園の運営管理に反映してまいります。

■ 水源環境の保全と理解促進

水源地域に立地することから、施設の運営にあたっては、環境負荷の軽減や省資源化、植樹や適切な剪定、自然観察会の開催など、宮ヶ瀬湖周辺の水源環境の保全と理解促進に努めます。

例　・野生植物や昆虫などの自然観察会の開催

■ 地域住民や団体等と連携した施設運営

宮ヶ瀬湖周辺地域で活動する多様な団体や企業、人材、市町村等と連携して施設を継続して運営してきました。20年余の経験とノウハウを基盤として、広域連携DMOとしての4市町村に及ぶネットワークを加え、3拠点全体の広域的・効果的な利活用や地域の活性化に努めます。

例　・地元自治体、地域の人材や団体等と連携したイベント等の開催

■ 地域やニーズの変化への対応

圏央道相模原インターチェンジ開通による遠隔地からの来訪者増加、東京オリンピック・パラリンピックに伴うスポーツ熱の高まりを踏まえた運営、リニア中央新幹線関東車両基地の建設計画、SNSの普及など、環境の変化に的確に対応した施設運営に努めます。

- 例　・施設内の主な案内看板等への英字併記、SNSによる広域的な広報

■ 来訪者の健康、安全・安心の確保

台風・落雷・積雪・凍結などの気象の変化、新型コロナウイルス感染症まん延防止対策、鳥獣被害対策、災害や緊急事態発生時の避難誘導など、利用者の安全を最優先とした施設運営に努めます。

- 例　・財団職員が普通救命講習や乗物等の防災訓練を毎年実施
　・迅速な除雪や融雪剤の散布、危険な状況での利用者誘導及び閉鎖

■ 効率的で公平・適正な運営

利用者へのサービス低下をきたさない範囲で徹底的な経費節減と適正な受益者負担に努め、効率的な施設運営を図るとともに、「県や地元市町村・企業等の出捐により設立された公益財団法人」として、常に、公平・公正で信頼感のある指定管理者たるよう努めます。

- 例　・指名競争入札等による公平公正な委託、経費節減
　・火気やドローンの禁止など、園地や施設の適正な利用指導

(2) 公園固有の価値や特性を踏まえた管理運営方針

ア あいかわ公園のポテンシャルを最大限引き出す管理運営方針

あいかわ公園は宮ヶ瀬ダム建設に伴い喪失した中津川渓谷に替わり、ダムサイトエリアを活性化する県民の広域レクリエーション拠点「創造と交流のダムサイトパーク」として整備され、神奈川県立の都市公園として良好な都市環境の形成、スポーツや文化活動等多様なレクリエーションの場、自然とのふれあいや憩いの場、健康増進や福祉活動の場、地域の防災機能の向上等、その立地特性等に応じた多彩な役割を担っています。

このような経緯と役割を踏まえ、誰もが安全で快適に利用できる質の高い公園の管理と運営に努めます。

あいかわ公園には、「自然豊かで広大な敷地」「花の斜面の4万本のツツジ」「充実した大型遊具」「のびのびと遊べる広場・風の丘」「創作体験の場としての工芸工房村」「隣接する巨大な宮ヶ瀬ダム」など、固有の施設や特性があります。

これらの長所を踏まえ、以下の6つのテーマを柱とした管理運営をしてまいります。

6つの柱

■ 自然豊かで広大な敷地

- ・豊かな自然環境を保全するとともに、自然観察イベントにより自然環境の普及啓発に努めます。
- ・広大な敷地をフルに利用して、家族で参加できる月別のフィールドゲームを、毎日、開催します。

■ 花の斜面の4万本のツツジ

- ・約20年が経過し、樹勢の弱まりもある4万本のツツジを、専門の造園業者とともに維持管理に努めます。
- ・ツツジを求めて来園するリピーターの期待に応えられるよう、常に新たな品種などの補植にも努めます。

■ 充実した大型遊具

- ・来園者に安全に利用していただけるよう、毎日の点検を徹底します。
- ・専門業者による定期的な点検を実施します。

■ のびのびと遊べる広場・風の丘

- ・来園者のくつろぎの場である広場や風の丘などの芝地の維持管理に努めます。
- ・来園者に気持ちよく利用していただけるよう、毎朝、芝地のシカ糞の清掃や、イノシシの掘起こしの修復に努めます。

■ 創作体験の場としての工芸工房村

- ・創作体験メニューの充実継続を図ります。
- ・地元愛川町の伝統工芸を広く紹介する情報発信拠点として、来訪者と地域の交流を図る場とします。

■ 隣接する巨大な宮ヶ瀬ダム

- ・宮ヶ瀬ダムへの入口として、巨大なダムと壮大な観光放流にふれる機会となるよう情報発信に努めます。
- ・宮ヶ瀬ダム管理事務所や宮ヶ瀬ダム水とエネルギー館との連携により、水資源の利用と保全の必要性・重要性を学べるように努めます。

(3) 利用者や地域住民、環境等に配慮した管理運営方針

「あいかわ公園に行きたい」と思っていただけるよう、次の方針によって管理運営に取り組みます。

ア 誰もが安心して利用できるよう、平等な利用の確保

- ・常に利用者の立場になり、公園を訪れるすべての方に、平等で誠意を持った対応をします。
- ・利用者の声に耳を傾け、要望等には積極的に対応します。
- ・施設のバリアフリー化に努め、障がいのある人などへの配慮に努めます。
- ・外国人に向け、外国語表記の施設案内や利用案内の作成を進めます。
- ・あいかわ公園や宮ヶ瀬湖周辺地域の魅力、利用方法等の情報を積極的に発信します。

イ 利用者や地域住民とともに歩む公園

- ・安全、快適で利便性があり、誰もが活動し、交流しやすい魅力ある公園づくりを推進します。
- ・利用者アンケート等を活用して、利用者や地域住民の意見や要望等を取り入れながら、利用者や地域に愛される公園を目指します。
- ・地域住民との多様な連携や参加を進めるよう運営します。
- ・地域の魅力の発信、宮ヶ瀬湖周辺3拠点との連携イベント等で周辺施設と連携を図ります。
- ・地域産業の振興、環境保全、防災等の面からの周辺市町村との連携を図ります。

ウ 環境に配慮した管理運営

あいかわ公園は貴重な水源地に立地しています。平成10年4月29日(みどりの日)に「美しい自然環境を次の世代へ残し、宮ヶ瀬ダムの水質を守っていく」ために制定された「**宮ヶ瀬湖憲章**」を理念として、宮ヶ瀬湖周辺の自然を大切にし、守り、育て、自然との調和を心がけ環境に配慮した運営を行います。

【宮ヶ瀬湖憲章】

- 1 清らかな宮ヶ瀬湖の水を、みんなで大切にしよう。
- 1 美しい宮ヶ瀬湖周辺を、みんなで守ろう。
- 1 宮ヶ瀬湖周辺の自然を、みんなで育て利用しよう。
- 1 宮ヶ瀬湖の意義・歴史を忘れず、みんなで後世に伝えよう。

平成10年4月29日制定

宮ヶ瀬湖憲章制定会議

(ア) 水源地としての緑地管理

あいかわ公園は斜面地が多く、植栽を適正に維持して土砂の流出を防止する必要があります。園内清掃、植栽管理、排水施設の点検等を十分に行ない、土砂やごみ等の流出を防止します。また、維持管理では除草剤や殺虫剤等の薬品を極力使用しません。

(イ) 生態系の保全

稀少なムササビをはじめとする動物については、生息地を自然のままに保全し、生息環境を守り、生物多様性に配慮するとともに、自然観察会等を開催して、生態の理解、保護の重要性、啓発を図っていきます。

(ウ) 緑の保全と利用のバランス

あいかわ公園は、自然観察林・冒険広場等の施設地、花の森・花の斜面等の植栽地、子供広場・ふれあい広場等の芝生地、駐車場等多様なエリアからなっています。

自然観察林では、自然の状態を出来るだけ保存し、芝生地や花の森等は植生に応じた剪定や花の植え替えをするなど、エリアごとの特性にあった維持管理を行い、「自然のままの緑」と「人の手をかけた利用しやすい緑」とのバランスをとります。

(工) 自然エネルギー利用の実践と啓発

あいかわ公園では「環境共生型パークセンター」として、あいかわ公園パークセンターが整備されており、園内での太陽光発電の電力利用や「じゃぶじゃぶ池」での雨水の利用を図るとともに、夏季の緑のカーテン設置や剪定枝・刈草等の堆肥化等植生からの発生材等を活用します。

更に、工芸工房村の木竹工体験での材料として、あいかわ公園内で発生する間伐材を利用し、ベンチ製作等に活用します。

また、再生可能エネルギー施設との連携として「あいかわ・つくり次世代エネルギーパーク」に位置する公園として、愛川太陽光発電所（愛称：湘南ベルマーレ愛川太陽光発電所）、宮ヶ瀬ダムにある愛川第1発電所、当財団が管理運営する宮ヶ瀬ダム水とエネルギー館等の太陽光や水力を利用した再生可能エネルギーを啓発していきます。

※これまでの実績がある場合は具体的に記載してください。

あいかわ公園指定管理者としての取組み

当財団は、平成18年度以降、3期15年間にわたり指定管理者としてあいかわ公園を管理運営してきました。

宮ヶ瀬湖周辺の水源地の保全や観光拠点とし、地域と連携して利用者に様々なサービスや、快適な環境の提供などに取り組んだ結果、都市公園としての快適な環境が維持されているとの評価をいただくとともに、利用者からも高い評価をいただいている。

利用者数は天候等に大きく左右されますが、前期指定管理のスタート時には42万台で推移していた利用者数は、平成29年度には目標数である50万人には届きませんでしたが、49万人の利用者を迎えることができました。

1 主な取組

(1)利用者の声を積極的に活用

積極的に利用者アンケートを実施し、多くの要望のあったボルダリング教室やスケートボード教室等を開催しました。また、利用者がSNSなどネットで発信されるInstagramの写真やYoutubeの動画、ブログ記事をホームページで積極的に活用し、利用者参加型のホームページとして発信を行いました。

(2)利用しやすいパークセンターへ

利用者から強く要望のあった食のニーズに応えるため、土日祝日に様々なメニューの食事が楽しめるようにパークセンター北側に複数のキッチンカーの出店を試行するとともに、パークセンター内売店では平日も含めた弁当販売を開始しました。パークセンター内や南側じゃぶじゃぶ池デッキに新たにテーブルとイスを設置して、ふれあい広場の緑を眺めながら食事が楽しめる語らいのスペースをつくりました。

(3)自然とふれあう体験の提供

ふれあい広場横に落葉の集積所を設置して、カブトムシの自然繁殖を促進し、ふれあい広場でカブトムシの採集ができるようになり、安全で安心な昆虫採集の穴場

として広く知られるようになり、来園した子ども達の人気スポットとなりました。

(4) 宮ヶ瀬ダムを公園のコンテンツに

隣接する宮ヶ瀬ダムをあいかわ公園のコンテンツの一つとして位置づけ、ダム管理事務所と情報交換や連携を図りながら、宮ヶ瀬ダムの観光放流、緊急放流等の情報をアクセスの多い公園ホームページで積極的に発信した結果、ダムブームにも後押しされて、あいかわ公園、宮ヶ瀬ダム共に、来園者数の増加となりました。また、公園内に案内看板を設置し、利用者のダムへの誘導を図りました。

その他、様々な取組の結果

利用者の評価

アンケート調査



来場者数

平成 27 年度	424,790 人
平成 28 年度	418,469 人
平成 29 年度	492,412 人
平成 30 年度	459,366 人
令和元年度	423,468 人

県の評価

平成 27 年度	優良
平成 28 年度	特に優良
平成 29 年度	特に優良
平成 30 年度	特に優良

最高ランクの評価を
3年連続で獲得

提案書2 「業務の一部を委託する場合の考え方、業務内容等」

○当該公園の管理基準等を踏まえ、業務を実施するために必要な委託の考え方について提案してください。

(1) 当該公園の管理基準等を踏まえた効果的、効率的な委託の考え方

ア 業務委託する場合の基本的な考え方

あいかわ公園は、自然観察林・冒険広場等の施設地、花の森・花の斜面等の植栽地、子供広場・ふれあい広場等の芝生地、駐車場等の多彩なエリアから形成されており、樹木や芝生、施設の管理が非常に重要な業務と考えます。安全快適な利用環境に向けて、公園の特性を熟知しているスタッフによる直営作業を基本とします。ただし、法律等で定められた法定点検業務、専門的な技術や資格を必要とする業務、特殊な機械等を使用する業務等は外部委託します。

(ア) 法定点検、専門的な知識・技術や資格を必要とする外部発注業務内容

区分	管理項目	管理内容	業務内容	委託理由
植物管理	高木管理	枝下ろし・剪定	対象樹木の剪定・支障枝の切除	樹形や周辺の景観に配慮した樹木管理をすることから、専門的技術を要するため
	草地管理	法面除草	機械除草	急傾斜地での作業が伴うため
	特殊管理	ツツジ管理	刈込・除草・施肥等	40種類を超えるツツジが密生して植栽されており、品種や生育状況に応じた剪定や施肥作業に専門的知識を要するため
施設管理	建物管理	警備	機械警備 巡回警備	免許・専門的技術を要するため
		法定点検	建築物等定期点検	法令に基づき実施するため
	工作物管理	法定点検	電気工作物、消防設備、昇降機、受水槽、浄化槽、エアーコンディショナー(フロン漏洩)	法令に基づき実施するため
		定期点検	各種設備、工作物点検、遊具点検	専門的技術を要するため
清掃管理	建物清掃	定期清掃	建物等清掃	専門的技術を要するため
	ゴミ処理	定期処理	産業廃棄物処理	免許・専門的技術を要するため

①委託先の選定方法

ア 委託先選定の考え方

■公平公正な手続きで委託先を選定します。

■[REDACTED]に則った手順により選定します。

■[REDACTED]

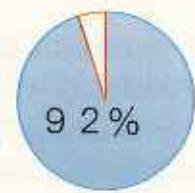


②県内（地域）企業への委託の考え方

ア 周辺地域事業者への優先発注

地域の事業者は地域に精通し、迅速で臨機応変な対応が可能なこと、また、地域産業振興の観点から、周辺地域の事業者へ優先的に委託発注します。令和元年度において、あいかわ公園総発注費の約92%を県内中小企業に委託しており、88%は周辺地域（愛川町、清川村、相模原市、厚木市）の業者に発注しており、引き続き、県内中小企業に優先的な発注に努めます。

県内中小企業の
発注費率



※これまでの実績がある場合は、具体的に記載してください。

【財団のこれまでの委託業務実績】

委託業務の管理を適正に行ってています。

- ・ツツジを始め、高木剪定の管理等の植生の維持管理は、競争入札により委託していますが、高い品質であると県のモニタリングで評価されています。
- ・工芸工房村の伝統工芸体験事業、レストラン業務は、公募により地域の事業者に委託しています。

提案書3 「施設の維持管理」

○公園の特性と課題を踏まえた維持管理の考え方について数値目標も含めて提案してください。

(1) 公園の特性と課題を踏まえた維持管理の考え方

ア 特性に応じた4つのゾーンエリア

公園は、立地や利用目的に応じて4つの異なる特性のゾーンエリアに分けられています。

それぞれの目的や内容に応じた維持管理を行います。

ゾーンエリア	主な管理対象	維持管理内容	
花と緑のピクニックゾーン	じゃぶじゃぶ池	・じゃぶじゃぶ池の水質管理	
	遊具（ふわふわドーム他）	・遊具管理	
	子供広場・ふれあい広場	・芝地、草地管理	
創造と交流のゾーン	建物（工芸工房村）	・建物、設備の快適性確保	
	花の森	・花の適正管理	・芝地、草地管理
	花の斜面	・通常剪定、徒長枝剪定	・ツツジ植生
緑の遊び場ゾーン	冒険の森等の遊具	・遊具管理	
	冒険広場（芝地・草地）	・芝地、草地管理	
自然とのふれあいゾーン	自然観察林	・ハイキングコースの管理	・樹林地の管理
	標識	・標識の管理	

イ 各スポットにおける特性と課題に対しての維持管理の考え方

あいかわ公園は南山裾野の樹林地と中津川河岸段丘の平地を利用した公園です。

花の斜面、花の森等の「植栽地」、子供広場、ふれあい広場、風の丘等の「芝生地」、冒険の森、ふわふわドーム等の「遊具」、更に自然を残した「自然観察林」などの多様な要素があり、それぞれの特性と課題を踏まえた維持管理を実施します。

(ア) 花の斜面などの植栽地

花の斜面には40種を超えるツツジが生育していますが、開園以来20年近くが経過して、一部に樹勢の衰えも見られます。また、花の斜面でのイノシシの掘り起こしや、シカに花芽を食べられてしまう被害も生じています。中央広場などの花壇は、花苗を植えると翌朝にはシカに食べられてしまうという状況が課題となっています。

○維持管理の考え方

ツツジについては、専門の造園業者に管理を委託していますが、樹勢の衰えに伴い、4万本を維持するためにも、毎年、造園業者と相談しながら補植を進めています。また、補植の際には、利用者に喜んでいただけるよう、新たな品種で公園の気候に適したものを選定しています。イノシシの掘り起こしに対しては、毎朝のバトロールで発見



シカ除けネット設置

次第、修復を行います、また、シカの食害については、一時的に植栽時にシカ除けのネットを設置します。花壇の花苗の被害については、ネットの設置の他、シカの食べない花苗を選んで植えるなどの対応をしています。なお、花苗の植え替えにあたっては、月に一回、古い苗を利用者に配布する「花の日」を開催します。さらに、工芸工房村の和紙の原料となるミツマタをシカが食べないことから、新たなシンボルとしてミツマタの植栽を進めています。

(イ) 子供広場、風の丘などの芝生地

簡易テントを設置して、家族のくつろぎの場となる子供広場、ふれあい広場、風の丘などの芝生地は、毎日のようにシカ糞による被害や、イノシシの掘起こしの被害を受けています。

○維持管理の考え方

芝生地を気持ちよく利用していただくため、毎朝、利用者が来園する前にシカ糞の清掃や、イノシシ掘起こしの修復を実施するよう努めています。また、シカ糞が隠れないように、また糞の清掃がしやすくするために、芝は短めに刈るなどの工夫も行っています。また、芝生のエアレーションや施肥などは、職員の長年の経験により、直営で行っています。



イノシシによる掘り起こし

(ウ) 冒険の森、ふわふわドームなどの遊具

冒険の森などの大型遊具は、子どもだけでなく、付き添いの大人も一緒になって利用することから、遊具に対する負荷も大きく、その維持管理には特段の注意を要します。また、日曜・休日などは多くの利用者により大変に混雑しています。

○維持管理の考え方

遊具については、毎朝、遊具点検チェックリストによる遊具点検を実施します。

また、月に2回、職員による詳細な点検を実施します。更に、年に2回、専門業者による詳細な点検を実施します。日曜、休日など利用者の多い日は、遊具も混雑することから、警備員を配置して、危険な遊び方に対して注意喚起を行い、事故防止を図ります。

(エ) 自然観察林

自然観察林は、南山への登山道の登り口となっています。しかし、春から秋にかけては、ヤマビル被害が多く発生しています。また、一部では、ナラ枯れの被害も発生しています。

○維持管理の考え方

登山道については、週1回、職員によるパトロールを実施し、倒木や階段の破損など危険な箇所については、倒木除去や修繕などの対応を行います。また、ヤマビルの被害に対しては、あいかわ公園からの登り口3か所に注意看板とヤマビル除けの忌避剤を設置します。また、登山道の落ち葉搔きを行い、ヤマビル被害の予防を行います。ナラ枯れについては、倒木の恐れのあるものについては、伐採して処理をします。



ヤマビル注意看板

(2) 施設保守点検業務、小破修繕業務等の実施方針

ア 安全性・機能性を確保するための保守点検、小破修繕業務

公園内の施設管理にあたっては、年間維持管理計画に基づき、法令を遵守し、法定点検、定期点検、日常点検を実施し、安全かつ快適に施設を利用できるよう、品質、水準等の保持に努めます。

また、あいかわ公園の特性として、手すりなど木製の構造物が多いことから、経年劣化によるさざくれが目立ってきています。子どものトゲ刺し事故防止のためのヤスリがけや塗装を行うなど、あいかわ公園の特性に応じ、安全性を確保できるよう保守管理を行います。

(ア) 遊具の保守点検等

多くの来園者が利用する冒險の森等の遊具は、設置以来14年が経過しています。木製遊具の標準使用期間の目安である10年を過ぎ、劣化が進んでおり点検が重要になります。特に毎日の「日常点検」により物的ハザードを早期に発見し、適切に処置して事故を未然に防止することが重要です。

- ・すべての職員が「遊具の日常点検講習会」を受講します。
- ・安全性の確保に特に留意して定期的に施設や設備の点検、補修を行います。
- ・老朽度、利用の状況等に応じ、交換、補充、改良を計画的に行います。

(イ) 斜面地の安全管理

花の斜面など園内には斜面地が多く、園路には坂道や丸太を利用した階段、手すり、ボードウォーク等が多くあり、路面や施設の損傷が大きな事故につながる危険性があります。日常的なパトロールや点検の頻度を増やして、損傷の兆候を早期に発見して危険を未然に防止します。

(ウ) 小規模修繕

開園以来20年が経過して、園内施設の老朽化が進んでおり、施設の修繕にかかる経費も増加しています。日常点検、定期点検、法定点検を徹底し、不具合が発生した場合は、施設の利用者の「安全性」や「快適性」の観点から、適切に補修、修繕、改善を行うこととします。

(3) 清掃業務、受付業務、警備業務等の実施方針

ア 快適な環境を維持する清掃

利用者に気持ちの良い公園といつていただくために最も重要なことは園内の清掃であることから、毎朝、コースを決めて危険個所のチェックなど園内パトロールを行う際に、ゴミ袋を携帯して、園内の清掃を行っています。また、園内巡視の際も、ゴミ袋を常に携帯して、ゴミのない公園を目指しています。

(ア) 開園前のシカ糞・じゃぶじゃぶ池の清掃

夜間に鹿が公園内に侵入し、利用者のくつろぐ場所である、ふれあい広場・子供広場・風の丘などの芝地に大量の粪が散乱します。毎朝、利用者が来園される前に職員がシカ糞の清掃を行います。

また、暖かい季節には、修景池であるじゃぶじゃぶ池が水遊びに利用されているため、毎朝、落葉やゴミなどの清掃を行っています。

(イ) 落葉の再利用

ふれあい広場などに落葉が堆積すると、ヤマビルの発生やシカ糞を見逃すことになるため、落葉の除去を徹底して行います。

回収した落葉については、ふれあい広場横に設置した集積所で腐葉土を作り、カブトムシの産卵床として利用します。

(ウ) トイレ清掃

■に委託する形で、毎日、公園内すべてのトイレ清掃を実施しています。

また、新型コロナウィルス感染拡大防止のため、清掃に併せて、トイレ内のアルコール除菌も実施します。

イ より親切な受付を目指して

当財団は宮ヶ瀬湖周辺3拠点施設を一体管理しているため、あいかわ公園だけではなく、宮ヶ瀬湖畔エリア、鳥居原エリア、ダムサイトエリアの情報提供が可能となっています。

あいかわ公園の受付を「パークコンシェルジュ」と位置づけ、公園、地域の見所、イベント、花の状況、拠点間の移動方法等のさまざまな情報を収集し、利用者に提供します。

また、小さな子ども連れの家族が多いため、オムツ等の衛生用品を常備し、必要に応じて無料で提供をしています。

更に、季節ごとの「かなキャラカード」や缶バッジを希望者に配布するなど、親しみやすい受付業務を心がけていきます。

(4) 樹林地や草地の管理、樹木、芝生、草花などの植物管理業務等の実施方針

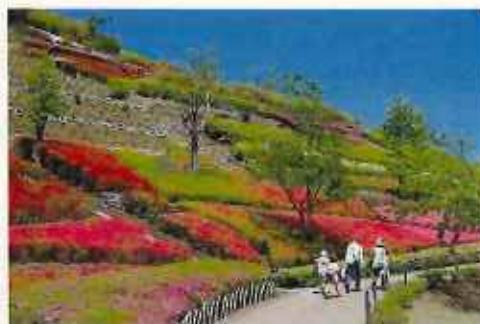
ア 美しい植栽地として維持するための植物管理

園内の植物は、自然環境の保全、観賞用、くつろぎの場の提供等、目的にあった管理をします。樹木の剪定・刈り込み、施肥、病虫害防除、除草、灌水等は、実績を踏まえ、

状況を加味して適正な維持管理を行います。

(ア) 花木の拡充

四季を通して花の景観を鑑賞できるよう、周辺環境に配慮して剪定時期、植栽を計画し維持管理を行います。



(イ) 花の斜面のツツジ管理

花の斜面のツツジは、あいかわ公園のシンボルであり、開花最盛期に満開となるよう、造園業者に年間を通して維持管理を委託し、より良好な生育を保持できるようにします。

また、ツツジの樹勢の衰退が目立つ中で、4万本という規模を維持するためにも、移植及び補植を県と綿密に連携して進めていきます。

(ウ) 草花の管理

草花を園内各所に植え、公園の顔であるパークセンターや中央広場には月ごとに四季折々の草花を植えたプランターを設置し、いつでも花のある公園とします。

毎月の草花の植え替えの際には、プランター内の草花は公園利用者へプレゼントして、利用者の自宅などに草花を植えていただき、公園の魅力向上に努めます。

(「あいかわ公園花の日」毎月第3日曜日)

イ 安全に利用するための植物管理

(ア) 枯損木の処理

毎朝、園内パトロールを実施する際には、樹木の枯れ枝などの状況にも注意を払い、危険個所の把握と伐採などの対応を行い、公園利用者が安全に利用できるように努めています。

特に広場や園路など利用者の多い場所の樹木については、秋冬に枯れ枝の落下が多く、事故防止の観点から、定期的に剪定を行います。

(イ) 安心して遊べる芝生地・草地の管理

あいかわ公園は南山裾野の樹林地及び中津川河岸段丘という立地の特性上、有害鳥獣（シカ、イノシシ等）が夜間に侵入し、餌を探すために芝生地や花の斜面を掘り返します。利用者が来園される前に修復し、安全で安心して遊べるように管理します。

- ・芝生地：芝刈り、施肥、目土かけ、灌水、除草、工アレーションを行います。
- ・草 地：冒険の森、北駐車場、花の森の法面では刈払機等での機械除草を行います。
ダム道路、子供広場、ふれあい広場の植栽地、登山道は人力除草及び機械除草を行います。

※これまでの実績がある場合は、具体的に記載してください。

【財団のこれまでの維持管理実績】

平成29年度の県の指定管理業務評価で、食害で景観維持できなかったバラ園を食害の少ないミツマタに転換した点、刈草の堆肥場を利用したカブトムシ自然繁殖等が評価されました。

令和2年度は花の斜面の空地に7種類約1,000株のツツジを植栽し、花の斜面の景観維持に努めました。

提案書4「利用促進のための取組」

- 公園が、多くの人に利用されるための方策について提案してください。
- 数値目標の設定が可能なものは数値目標も記載してください。

(1) 公園の特性や利用状況(繁忙期・閑散期等)、新しい生活様式などの社会状況に応じて、多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等（有料施設は除く）

ア 事業の実施方針、内容等の考え方

当財団では、これまで、「県立あいかわ公園」の魅力アップや快適性の向上のため、園地や施設の良好な整備・維持管理、多様なイベントや行事の開催、ロードトレインの運行、SNSによる情報発信など、利用者の視点に立って、さまざまな工夫と取組を重ねてきました。その結果、近年では、人気の公園として多数の利用者をお迎えすることができるようになってきました。今後とも、利用者の皆様に、より一層、ご満足いただけるような安全・安心・快適な都市公園を目指して、指定管理業務の充実に努めてまいります。

また、宮ヶ瀬ダムでの観光放流や宮ヶ瀬ダム水とエネルギー館における社会見学、工芸工房村での伝統工芸体験、県立愛川ふれあいの村での宿泊など、県内小学校からの来訪が多いことから、来園された学校や希望のあった学校等（約900校）に対して、積極的にDM(ダイレクトメール)で施設情報やイベント情報を提供します。

イ 地域と連携した大規模イベントの実施

現在、当財団は、県立あいかわ公園の指定管理者としてだけではなく、宮ヶ瀬湖周辺3拠点の県立宮ヶ瀬湖畔園地、県立鳥居原園地、県立宮ヶ瀬湖カヌー場及び国土交通省が所管する宮ヶ瀬ダム本体のインクラインや水とエネルギー館などを含め、宮ヶ瀬3拠点施設を総合的・一体的に管理・運営しています。また、財団独自に、「宮ヶ瀬3拠点をめぐる遊覧船」、「ロードトレイン愛ちゃん号」等を保有し、運行しています。さらに、当財団は、平成29年度以降、4市町村（相模原市・厚木市・愛川町・清川村）のエリアにおける「地域連携DMO」として観光庁から登録されており、観光振興や地域活性化のための取組を展開しています。

このような地域総合的な活動の中で、財団では、例年（※）、600以上のイベントや行事等を主催・共催・後援し、大勢の皆様に宮ヶ瀬湖周辺3拠点等に来訪していただいている。「県立あいかわ公園」については、その中の主たる拠点の一つとして、例年（※）、「あいかわ公園つつじまつり」、「みやがせフェスタ夏inあいかわ」などの大規模イベントが開催され、非常に多数の参加者があります。また、宮ヶ瀬ダムの「観光放流」や「宮ヶ瀬ダムナイト放流」、和紙づくりなどの愛川町周辺の伝統産業を体験できる「工芸工房村」、子どもたちに人気の遊具が充実した「冒険広場」等にも数多くの利用者があります。新型コロナウイルスの状況を踏まえ、今後とも、こうした取組の充実を目指してまいります。

（※） 新型コロナウイルス対策のため、令和2年度は、大規模イベント、観光放流、宮ヶ瀬ダムナイト放流等は休止。

(ア) 財団で行っている観光型イベント

あいかわ公園及び周辺施設のイベントは、参加者も多く、宮ヶ瀬湖周辺地域の観光地化に大きく貢献しています。今後も工夫を重ね継続します。

財団で行っている観光型イベント

事業名	開催期間	参加人数	主な内容
あいかわ公園つつじまつり	4/29	25,000人	あいかわ公園つつじまつり実行委員として参画。各種体験教室・地域特産品販売及びステージショー等の実施
みやがせフェスタ春	4月	11,000人	宮ヶ瀬湖畔園地で開催されるステージショー、地域物産展など
みやがせフェスタ夏	9月	20,000人	あいかわ公園で開催されるステージショー、地域物産展など 奥川町主催の半原糸の里文化祭と同時開催
みやがせフェスタ秋	11月	10,000人	易居原園地で開催されるステージショー、各種教室、サツマイモ掘り、地域物産展など
恋する宮ヶ瀬 -バレンタインを楽しむWEEK-	2月	3,000人	地域の民間事業者や団体等と連携し、バレンタインデーを含む日程で魅力的なイベントの実施

(イ) 周辺施設と連携したイベント

あいかわ公園では、愛川町が主体となって毎年開催している「あいかわ公園つつじまつり」や、財団が事業主体である「みやがせフェスタ」の他、様々なイベントを自主事業として工夫して実施するなど、地域一体となって楽しい公園の魅力作りを行います。

ウ あいかわ公園でのイベント

あいかわ公園では、早朝や夕方は、近隣の高齢者やペットの散歩の場としての利用が多くみられます。

日中は、平日の場合は県内の小学校、幼稚園、保育園などの校外学習の場としての利用が多く、土日祝日は、小さな子ども連れの「子育てファミリー世代」の利用が8割以上を占めています。子どもたちの人気は、冒険の森やふわふわドームといった遊具であり、子供広場や風の丘など思い切り走り回れる広い芝生地です。

このような利用者の状況から見えてくる公園の特性を踏まえて、あいかわ公園の魅力をアップし、より多くの人に利用されるために、引き続き、時代のニーズやトレンド、利用者の声を参考にして、次のようなイベントを開催してまいります。

(ア) 子育てファミリー世代に向けた「ファミリーイベント」

利用者の中心である「子育てファミリー世代」をターゲットに、家族で楽しめるイベントを開催します。

a あいかわ公園マンスリーイベント

毎日開催している、月替わりの「マンスリーイベント」は、2016年に開始したイベントで、リピーターの間にもすっかり定着してきました。平日、休日を問わず、毎日開催しているフィールドゲームで、4月には「花の斜面でツツジに挑戦！」、12月には「サンタクロースを探せ」など、月別のテーマで公園内に設置されたパネルなどを探して携帯電話のカメラで撮影するゲームは、非接触で実施でき、家族そろって誰でも無料で参加できます。

また、ふれあい広場・子供広場・風の丘・花の森・冒険の森といった公園全域を最大限に活用し、最低でも1時間（約5,000歩）の移動が必要となるため、新しい生活様

式に応じた密集・密接が抑えられたイベントです。

b ファミリー・ハロウィン

愛川町でもハロウィンをやりたいという声をきっかけに2017年から始めた「ファミリー・ハロウィン」は、仮装した子どもたちが、街中ではなく、自然の中を歩きまわって楽しむ、あいかわ公園ならではのハロウィンイベントです。2020年には900人の参加がありました。

c ふれあいミニ動物園

子どもの好きな動物とのふれあいの機会を作るイベントで、毎月1回開催しています。ウサギ、モルモット、アヒル、ヒヨコなどの小さな動物たちとのふれあう、子どもたちに人気のあるイベントです。

d 着ぐるみグリーティング、季節イベント

[REDACTED]の協力により、着ぐるみの動物と子どもたちが一緒に写真を撮ったり、ふれあいを楽しむご家族にも人気のイベントです。また、当財団のマスコットキャラクター「あいちゃん」、「ミーヤくん」、愛川町の観光キャラクター「あいちゃん」と連携したかなキャラカードを作成し配布します。

その他「母の日」「父の日」「こどもの日」「七夕」「クリスマス」など季節ごとに、家族で楽しめるイベントを開催していきます。

(イ) 遊び相手はあふれる大自然「自然観察イベント」

子どもたちに、あいかわ公園の魅力である広大な自然に触れてもらうために、自然観察イベントを開催します。

a 自然観察イベント

密な状況を避けるため、土日祝日に家族や小グループ単位で、その季節に応じた自然観察のご案内をしています。

b 自然観察教室

[REDACTED]と、[REDACTED]との連携により、植物観察、昆虫観察、野鳥観察、あいかわ公園内の間伐材を利用した樹名板作りなどを行います。

c キングオブあいかわ公園

[REDACTED]との共催で、公園内で捕まえたカブトムシ、クワガタムシの大きさを競イベントです。このイベントにより、虫アミを持った昆虫ファンの子どもたちの来園が増え、昆虫採集の穴場と言われるようになりました。

d ムササビ・ファミリーの一年観察会

あいかわ公園のムササビの生態を研究する[REDACTED]の協力により、冬に開催していたムササビ観察会を、ムササビの子どもの誕生から、巣離れまで、年間を通して観察会に発展させて開催します。

e コウモリ探知機観察会、その他

闇夜の公園内を飛ぶコウモリが発する超音波を探知して、照明をあててコウモリの姿を探すわくわくするイベントです。

その他、シカやイノシシなどの生き物や、[REDACTED]などの昆虫、ツツジなどの植物をテーマとした自然観察イベントを開催していきます。

(ウ) なんでもチャレンジ「体験イベント」

子どもたちの要望にも応え、トレンドやニーズを捉えた新しいスポーツなどを体験するイベントを開催します。

a 初心者スケートボード教室

利用者アンケート等を参考に、利用者の要望に応えてオリンピック種目となり、人気が高まっているスケートボードを、初心者でも気軽に、安全に学べるように、
[REDACTED] の協力で開催します。

b ボルダリング教室

こちらも利用者からの要望に応えて、オリンピック種目となったボルダリングを、移動式のクライミングウォールを利用して体験するイベントを開催します。

c 初心者ハイキング教室

[REDACTED] の協力により、初心者を対象に自然観察林から宮ヶ瀬湖を眼下に見渡せる南山(544m)頂上まで登るハイキング(軽登山)を行います。

d アウトドアヨガ教室

新緑の5月や紅葉の秋など、澄んだ空気と青い空の下、宮ヶ瀬ダムを望む風の丘や、子供広場で開催するヨガ教室です。

e ニュースポーツ教室、その他

スポーツチャンバラなど、誰もが気軽に楽しめるニュースポーツの体験会を開催します。そのほか体験イベントとして自分で原木にシイタケの菌を植え付け一年後の収穫を楽しみに待つシイタケ栽培教室等、様々な体験イベントを開催していきます。

(工) 伝統工芸の創作体験「工芸工房村イベント」

工芸工房村は、地元愛川町の伝統工芸を広く県内外に紹介し、伝統工芸の創作体験を通じて地域と交流を図る場として平成21年にオープンしました。

地域と連携して情報を発信し、機織り、紙漉き、染色、陶芸、木竹工の創作体験の事業を行なっています。また、年間を通じた創作体験や季節にちなんだ創作体験イベントも合せて実施します。

小学校等が利用される際は、工芸工房村で体験活動、愛川町郷土資料館で教育活動を一連で行えるよう、相互で連携し円滑な利用を図ります。

室内での活動体験を実施するため、手指消毒を始め、非接触型体温計による体温測定、ソーシャルディスタンスの確保、常時換気、飛沫遮蔽板の設置、工房体験の人数制限、館内の動線表示など、社会状況に応じた環境整備を実施します。

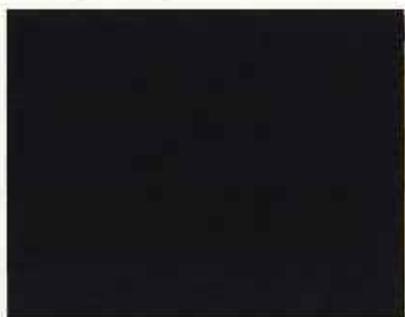
a 機織り体験

愛川町半原地区は、「糸の町半原」と言われています。古くから養蚕が盛んであり明治・大正・昭和を通して日本を代表する撚糸の里として名を高めました。実際の機織り機で、コースター、ランチョンマット等の作製が体験できます。



b 紙漉き体験

愛川町角田地区は、「海底紙」の産地として知られています。江戸中期より始まり、明治・大正・昭和初期頃までが最盛期でした。神奈川県では最後まで残った「手すき和紙」の産地です。紙漉き体験では葉書、色紙、名刺等の作製体験を行います。



c 染色体験

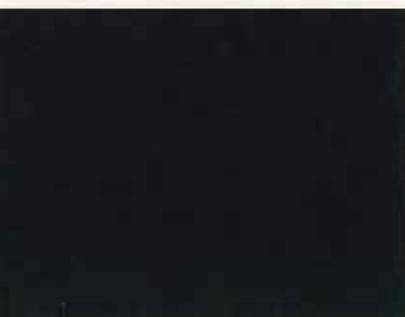
愛川町では、養蚕・燃糸・機織りなどの産業が栄えました。また、作った生地を染める技術も発展し、明治に入ると、黒く染める独特の技術「和藏黒」として有名になりました。藍染体験を主体とし、ハンカチ、バンダナ、ポーチ等の染色体験を行います。



d 陶芸体験

土に触れ・創ることの喜びを体験できる楽しい陶芸体験です。21種類もの豊富な釉薬を用意しており、お好みの色を選び、手びねり、板作り、楽焼各種、電動ろくろ体験など、世界に一つしかない自分だけの器等を作製します。

また、すべての工程を体験できる初心者向け、中級者向けの陶芸教室を開催します。



e 木竹工体験

愛川町半原地区は、江戸時代「宮大工」として、江戸城修復を手掛けました。文化財の「古民家山十邸」や「龍福寺山門」などがあります。木竹工体験では、木や竹に親しみながら、バランストンボやミニベンチ等を作製します。

また、夏休み期間は小学生向けの夏休み工作体験教室を実施します。

なお、使用材料は、あいかわ公園から発生する間伐材や竹等を活用します。



エ あいかわ公園のシンボル

ロードトレイン「愛ちゃん号」

現在、当財団は、県立あいかわ公園の指定管理者としてだけではなく、宮ヶ瀬湖周辺3拠点の県立宮ヶ瀬湖畔園地、県立鳥居原園地、県立宮ヶ瀬湖力又一場及び国土交通省が所管する宮ヶ瀬ダム本体のインクラインや宮ヶ瀬ダム水とエネルギー館など



を含め、宮ヶ瀬3拠点施設を総合的・一体的に管理・運営しています。宮ヶ瀬3拠点間を連絡する交通手段として遊覧船、臨時シャトルバスを運行します。

また、あいかわ公園と宮ヶ瀬ダム山麓駅を結ぶロードトレイン「愛ちゃん号」は、あいかわ公園のシンボルの一つであり、子どもたちに絶大な人気を得て、あいかわ公園の魅力アップに大きく寄与しています。

オ 閑散期の利用促進

あいかわ公園は、山間部にあるため降雪や道路凍結等の影響を受けやすく、冬期は利用者が少なくなる閑散期となります。しかし、冬期の湖面の美しさや雪景色は他の季節では味わえない魅力があります。また、親子リースづくり、竹を使ったランプシェード、木工教室等のウィンターアイベントを充実し、冬季の閑散期には次のようにして利用促進を図ります。

(ア) 自然観察林の活用

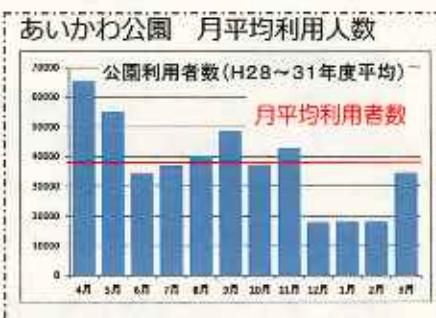
自然観察林はヤマビルが多く生息し、春から秋にかけては子ども連れの家族が安心して気軽に入ることが難しいため、ヤマビルの活動が止まる冬季に植物や昆虫だけではなく、リス等の小動物の生活の痕跡を観察する自然観察イベントを行います。

(イ) 工芸工房村の活用

工芸工房村で機織り・紙漉き・藍染め・陶芸・木竹工房等の体験型イベントを積極的に行います。12月はミニ門松作り、1月はひな人形創りなど、季節を感じさせる創作イベントを行います。

(ウ) 冬だからできるイベントの実施

空気の澄んだ冬に、雪をかぶった丹沢の山や横浜のランドマークを眺める「日だまりハイキング」、「野草の発芽、木々の芽吹きの自然観察」や閑散期で利用の少ないあいかわ公園北駐車場を活用した「スケートボード教室」を実施します。



(2) 有料施設における利用者増及びサービス向上に資する事業の実施方針、内容

- ・条例別表第5の有料公園施設
- ・駐車場
- ・自動販売機

①駐車場事業

駐車場は南駐車場が大型車、普通車を含め470台、北駐車場が普通車283台で、全日開場で運営しています。

(ア) 混雑時の対応

(イ) 料金徴収

(ウ) 人員配置

(エ) 事故や災害時の対応

②自動販売機事業

あいかわ公園は 52.0 ヘクタールと広大であるため利用者が快適に利用できるよう、パークセンター、冒険の森、風の丘等の屋外施設に自動販売機 9 台設置しています。休憩施設の配置や地形等を考慮するとともに、利用者の要望等も取り入れながら利便性を向上させます。

(3) 多くの利用を図るために行う広報・情報発信の工夫等

・指定期間中の年度ごとの公園利用者数の目標値についても記載してください。

さまざまな方法、幅広い地域、対象者に多くの広報媒体を利用して広報内容を充実させ、効果的に広報活動を行って利用促進を図ります。

ア 公園利用者と作るホームページ

これまで、広報パンフレット、チラシ、利用案内等の印刷物やホームページ、Twitter 等の電子媒体、市や町の広報誌への掲載等で公園の概要、利用方法、イベント案内等の広報活動を行って成果をあげてきました。

あいかわ公園ホームページ

広報活動のメインとなるのはホームページです。

今は、誰もが発信者となる時代です。ネット上には、利用者が発信する「あいかわ公園の生き生きとした情報」があふれています。あいかわ公園のホームページでは、そんな利用者の発信する情報を積極的に収集して、利用・発信しています。

トップページの写真は利用者のInstagramの写真を使用しています。ご本人の了解を得て、ホームページに掲載させていただいている。また、公園ガイドのトップには、YouTubeにアップされていた、あいかわ公園を利用するお子様を撮影した7分間の動画をご本人の許可を得て掲載しています。また、利用者のブログに掲載された「あいかわ公園の楽しみ方」についての記事にリンクをして、利用者の生の声を届けるようにしています。

イ ほぼ毎日発信、SNSの活用

SNSについては、InstagramとTwitterを積極的に活用して、ほぼ毎日発信しています。

Instagramでは、発信できる写真の大きさを活用するために、植物や昆虫の写真をメインに、その時々の公園内の自然情報を発信しています。

Twitterは、その手軽さを生かして、イベント情報や、日曜・祝日には公園の混雑情報や、周辺道路の渋滞情報などを発信するとともに、ホームページやInstagramと連携させて、花の開花情報や、動植物に関する自然情報を発信しています。

また、ホームページでは、隠れた花の名所と言われているソメイヨシノの日々の開花状況や、40種以上のツツジの毎日の開花情報を発信して、多くの利用者に喜ばれています。



あいかわ公園ホームページ つつじの図鑑



あいかわ公園 Instagram



ウ 愛川町広報の活用

地元愛川町で毎月発行されている広報紙「お茶の間通信」には、「あいかわ公園通信」のスペースがあり、あいかわ公園のイベント情報などを毎月、発信しています。

エ 宮ヶ瀬湖周辺情報の発信

(ア) あいかわ公園と宮ヶ瀬湖周辺施設の利用紹介

あいかわ公園と宮ヶ瀬湖周辺地域を組み合わせたマップを作成します。

(イ) 宮ヶ瀬湖周辺 3 エリアマップ

あいかわ公園、宮ヶ瀬湖畔園地、鳥居原園地の宮ヶ瀬湖周辺 3 エリアを紹介します。

(ウ) イベント紹介

あいかわ公園や宮ヶ瀬湖周辺 3 拠点施設等で行う「あいかわ公園つつじまつり」や「みやがせフェスタ」等のイベントを紹介します。「昼間はあいかわ、夜はイルミ」など、季節のイベントの魅力を伝えます。大規模イベント時には、民間のイベント情報配信システムに情報提供し、幅広く周知を図ります。[REDACTED]に登録した情報は、すぐに、提携するメディアに無料で配信され、イベント雑誌社、観光協会、ホテル会社、旅行会社、出版社、新聞社等各メディアに掲載されます。

(エ) 参加型の取り組み紹介

あいかわ公園でできる工芸体験、自然体験等の体験活動・体験事業を紹介します。

オ 利用促進のための P R 活動

従来からの広報活動に加えて対象を絞った P R 活動を実施し、利用促進を図ります。

(ア) 公園利用者の広域化への対応

(イ) 小中学生

学校で工芸工房村を利用し、希望のあった学校に対しては、翌年の計画等をダイレクトメールで送付し継続的な利用を図ります。

また、愛川町教育委員会からの要請により町立中学校の職場体験学習の場として工芸工房村で生徒の受け入れを行います。

(ウ) 地元住民

年間計画等について地元地域の回覧板を利用して周知を行います。

(エ) 地域の高齢者

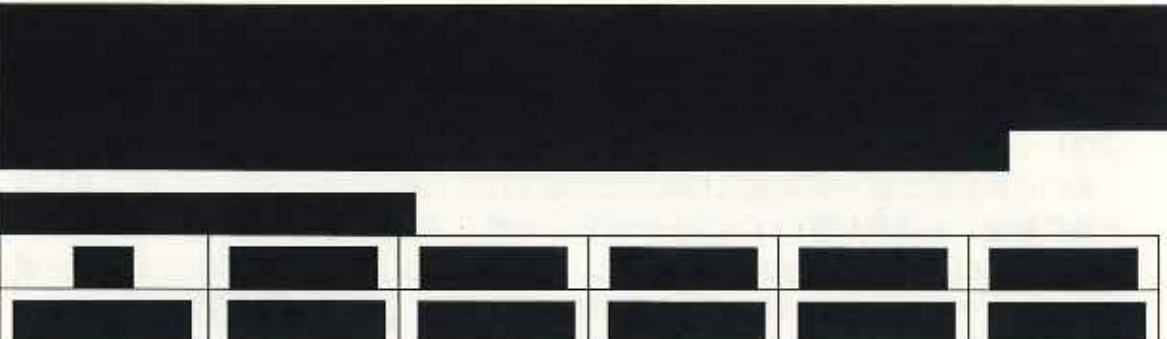
地元の老人会、社会福祉施設や愛川町社会福祉協議会に、花の季節の魅力、工芸工房村での体験活動等を P R します。

(オ) D M O エリアでの相互連携

4 市町村の D M O エリアにおいて、市町村、観光協会など観光パンフレットやイベントチラシ等の配架を行い、 D M O エリアの回遊性を高めると同時に、あいかわ公園の情報を提供し、エリア一体となって利用促進を図ります。

① 指定期間各年度の公園利用者数の目標値

<設定の考え方>



※これまでの実績がある場合は、具体的に記載してください。

あいかわ公園のこれまでの取り組み実績

H30年度モニタリング結果報告書においては、「利用促進のための取組」に力を入れており、マンスリーイベントやクリスマスイベント等魅力あるイベントを多くも要しているなど、A評価を得ています。

(1) 毎日イベントがある公園を目指して

- ・マンスリーイベントの実施
- ・毎週土日は自然観察イベントの実施

(2) 愛川町やボランティアとの連携

- ・工芸工房村と愛川町郷土資料館の共同イベントを開催、都市部住民に発信。
- ・自然観察ガイドを行っていたボランティアを職員として採用し、自然観察イベント（ボランティアと一緒に公園を散策し、公園の自然について説明する。）を開催。

(3) 環境保全活動推進

- ・「工芸工房村」では公園から発生した間伐材を利用したイベントを実施。
- ・公園内で発生する腐葉土で堆肥場を設置しカブトムシを自然繁殖。
- ・あいかわ公園の自然観察ハンドブック「鳥・昆虫ミニ図鑑」を配布。
- ・あいかわ公園の自然観察ハンドブック「植物ミニ図鑑」を配布。

(4) 広報活動

- ・工芸工房村と当財団が運営している宮ヶ瀬ダム水とエネルギー館が協力し、来園された学校や希望があった学校（約900校）に毎年ダイレクトメールを送付。
- ・愛川町の情報媒体である「お茶の間通信」や小田急線相模大野管区各駅及び道の駅41カ所へのイベント情報の掲示を実施。

提案書5 「自主事業の内容等」

○ 当該公園における自主事業について提案してください。

(1) 公園の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等

・料金を徴収する場合、その料金設定に対する考え方等を記載してください。

・事業の実施体制など具体的な内容を記載してください。

また、業務の一部を委託する場合、具体的な委託業務内容とともに、指定管理者としての点検方法、指導監督等についても記載してください。

(具体的な委託業務内容は、様式第3号「委託予定業務一覧表」に記載してください。)

ア 自主事業の考え方

公園の施設を活かしてレストラン等事業を自主事業として行い、利用者の利便を図ります。

イ 具体的な提案

(ア) レストラン等事業

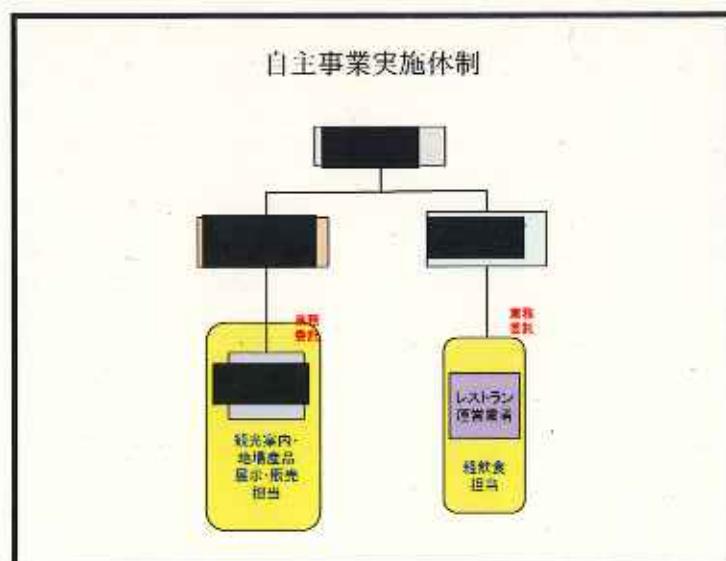
公園では長時間滞在する方も大勢いることから、飲食を提供して利用者の利便を図るとともに、地場産品の展示・販売等を行い、地域の伝統工芸や文化の紹介をします。

・軽飲食コーナー

・売店コーナー

ウ 一部委託する業務内容、実施体制

・自主事業での委託業務を実施体制として表に示します。



(ア) 点検方法、指導監督等

各自主事業には担当職員を配置して業務の点検、チェック、指導監督を行ないます。委託業務内容については、委託理由、委託先選定方法とともに、様式第3号「委託予定業務一覧表」に示します。次に、指定管理者としての点検方法、指導監督等を記載します。

(イ) 点検、チェック方法、指導監督方法

業務仕様を明確にして委託先と契約を締結し、業務仕様に基づいて業務の各段階で点検、チェック、指導監督を行います。

担当職員は業務内容を確認し、必要に応じて改善や、やり直しの措置を求めます。業務の仕様を満足していると確認した後、承認して検収手続きを行います。

また、利用者からの要望等や改善提案がある場合は、委託先と協議し、実効性を確認しながら、レベルの向上を図ります。

※これまでの実績がある場合は、具体的に記載してください。

あいかわ公園でのこれまでの取り組み実績

「観光型の管理運営による地域活性化、広域レクリエーション機能を発揮する魅力づくりが行われている。」と最終評価で好評を得ています。

レストラン等事業

夏季に利用者の要望を受け、アイスクリームの移動販売を行い、好評を得ました。

＜付属書類＞

ア レストラン等事業計画（該当施設がある場合）

イ その他の施設の事業計画（該当施設がある場合）

※自主事業とは、指定管理者自らが主体的に（費用負担するなどして）企画・実施する事業のことであり、必要に応じて管理許可などを受けて実施する事業のことを指します。指定管理業務として（指定管理料の中から支出負担するなどして）実施するイベントなどは自主事業ではなく、利用促進事業として扱います。

提案書6 「利用料金の設定・減免の考え方」

- 公園の施設の特性を踏まえ、利用者から料金を徴収する施設の考え方について提案してください。

(1) 利用料金の設定（有料施設がある場合のみ）

- ・利用料金制度の趣旨・内容を踏まえた施設運営における利用料金の考え方
- ・利用料金を徴収する施設及びその料金設定（時間、期間）の考え方について記載してください

あいかわ公園は該当しません

(2) 減免の考え方（有料施設がある場合のみ）

提案書7 「利用者対応・サービス向上の取組」

○接客、苦情処理、利用指導等の考え方について提案してください。

(1) 接客や利用者との対話、公園利用ルールの利用者への助言、指導等の考え方

- ・公の施設として、誠実に対応し、利用者が園内で快適にすごせるように努めます。
- ・パークコンシェルジュを配置して公園の案内、適切な情報提供や利用相談を行い、利用者の利便を図ります。
- ・各担当は、担当業務を確実に遂行し、利用者をお迎えする意識を持って、対応します。
- ・利用者の目的、内容、利用状況を把握し、利用者ニーズを踏まえて対応します。

ア 接客対応

(ア) パークコンシェルジュ

公園のよろず相談ができる案内係をパークコンシェルジュとしてパークセンターと工芸工房村に配置します。

当財団が宮ヶ瀬湖周辺3拠点施設を一体管理している点を生かし、情報の一元化を行い、あいかわ公園だけではなく、宮ヶ瀬湖畔エリア、鳥居原エリア、ダムサイトエリアの情報提供が可能となっています。

地域情報、イベント、花の開花状況、拠点間の移動方法等のさまざまな情報を収集し、利用者に提供します。



(イ) 職員の対応

- ・職員は、幅広く公園の内容や利用方法を習得し、利用者と対応できるようにします。
- ・身障者や高齢者等への配慮を十分にします。
- ・会議室の利用受付、イベント等事業への参加申込み等で公平公正な扱いをします。
- ・分かりやすい統一したユニフォームや名札を着用し、親しみやすい雰囲気を作ります。
- ・[REDACTED] 等で研修し、良好な接客を行います。
- ・業務ごとに実際的な場面を想定した具体的なマナーについて研修します。

(ウ) 研修等

- ・パークコンシェルジュ機能が果たせるように情報を整理します。
- ・接客対応の定期研修では、「コミュニケーション」や「態度、表情」、「言葉遣い」等一般的なものと、地域や公園の知識、情報など現場に即した研修も行います。
- ・自殺の危険を示すサインに気付き、声を掛け、話を聞いて見守る等の適切な対応ができるように「ゲートキーパー研修」を行い、自殺の予防に努めます。
- ・他公園への視察やOJT教育によって接客対応、情報提供の向上を目指します。
- ・日常のミーティングで情報交換や話し合いを行い、接客の向上を図ります。

イ 公園利用指導

2つの側面から利用指導を行います。

(ア) 公園でのマナーや利用制限等の指導

ルールをしっかりと定めて、
等の利用案内を
定めています。掲示板、注意看板を設置してマナーや利用制限の周知を図り、ルールをしっかりと認識した上で指導します。

(イ) 自然観察、ネイチャーゲーム、工芸工房村体験等の安全指導や技術指導

公園では、自然体験学習、工房での体験学習等さまざまな活動ができます。円滑に安全指導や技術指導を行うことが出来るよう、指導者の技術向上を図ります。

(ウ) 研修等

自然観察、ネイチャーゲーム、工芸工房村体験等の体験活動の利用指導には一定の知識や技能が必要です。当財団では、指導できる人材育成を目指して、講習会の実施、外部講習会への派遣等による職員の資格取得を今後とも支援します。

当財団にはさまざまな資格保有者がおり、公園の管理運営に活用しています。

公園運営管理の資格	公園運営管理士、土木施工管理技士、ダム管理技士
自然・環境関連	自然観察指導員、ネイチャーゲーム指導員
	生物分類技能検定取得者
救急救命	救急救命士
	応急手当普及員、普通救命講習受講者
	刈払機講習、チェンソー取扱講習
労働安全衛生	危険物取扱者（乙種第4類）
	衛生管理者、雇用環境整備士（Ⅱ種、Ⅲ種）
接遇	手話技能検定

(2) サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等

苦情は利用者のニーズの表れと考えて、積極的に把握し、個々の苦情に対応するとともに、管理運営に反映するように努めます。

ア ニーズ・苦情対応の仕組み

(ア) ニーズ・苦情の把握

利用者との会話、アンケート等のさまざまな方法で苦情を把握します。

(イ) ニーズ・苦情への対応

把握した苦情について、内容や事実をその場で確認し、その場で対応します。

その場で対応できないものは、いったん事務所に持ち帰り、データベース等も活用しながら職員で情報を共有し、対応を検討します。

(ウ) 要望・苦情への取組の見える化

ニーズ・苦情への対応は申立者に検討結果を理由とともにフィードバックします。多くの利用者に共通するものは掲示板、ホームページで公表します。

意見要望等を活かした取組例

ボルダリング教室・スケートボード教室の実施

イベントなどの機会を利用して2019年度には431枚のアンケートを実施しました。また、アンケートの声を踏まえて、ボルダリング教室やスケートボード教室を開催しました。

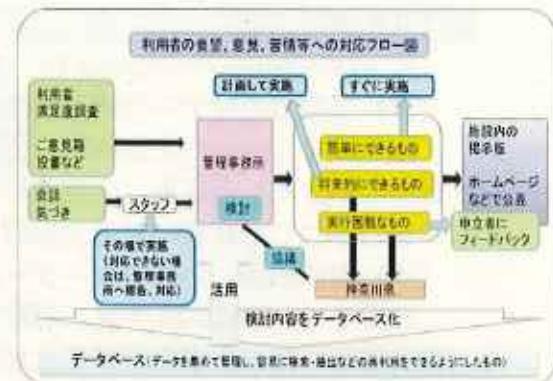
観光案内所の販売品目の充実化

じゃぶじゃぶ池等の水遊びをした幼児のために紙おむつやスナック菓子等の販売を愛川町観光協会へ要望し、取扱い品目の充実を図りました。

(工) 事業等への反映

ニーズ・苦情は、内容（発生日時、申立者、苦情内容）と対応結果（検討内容、対応処理）をデータベースとして記録、保存し、整理・分析します。

分析結果に基づき、職員ミーティングで必要な改善や管理運営計画への反映を検討します。効果が有り、実行可能なものは、計画に織り込みます。



(3) 外国人、障がい者、高齢者等誰もが円滑に施設利用するための、コミュニケーションにおける工夫及び必要に応じた支援の方針

宮ヶ瀬湖周辺 3 拠点には、様々な方々が来訪されます。散策が目的の高齢者も多く、近年では外国人観光客も増加しています。来訪者の利便性等を向上するため、次のような対応を推進します。

ア 外国人来訪者への対応

外国人観光客の利便性向上を図るため、あいかわ公園パークセンターでフリーWi-Fi を運用します。

財団が独自に運営しているホームページに英語版「宮ヶ瀬湖周辺 3 拠点マップ」を掲載するとともに、受付窓口にも配架します。

コミュニケーションボードやタブレット端末等を活用して円滑な応対を推進します。

イ 障がい者、高齢者等への対応

障がい者、高齢者の意向を尊重し、特性や場面に応じた合理的配慮を行います。

県が実施する「心のバリアフリー推進員養成研修講座」を受講するなど、職員の接遇技術向上を図ります。

高齢者や足が不自由な方が各施設や公園内を散策できるように、あいかわ公園パークセンターに車椅子を常備し、無料で貸し出しを行います。

パークセンター受付に老眼鏡やルーペを設置し、筆談マークを掲示します。また、コミュニケーションボードやタブレット端末等を活用して円滑な応対を推進します。

(4) 神奈川県手話言語条例への対応

平成 30 年神奈川県福祉統計では、人口 918 万人に対し、聴覚・平衡機能の身体障害者手帳の交付を受けている人は約 2 万 4 千人となっています。この割合から宮ヶ瀬湖周辺 3 拠点を訪れる聴覚障害者数は、1,700 人ほどと推計されます。

聴覚障害者が安心して利用できる環境をつくるため、神奈川県手話言語条例、神奈川県手話推進計画の目的等を理解し、手話及び聴覚障害者について理解を深め、手話講習会を開催します。また、手話技能検定合格者の職員の配置に努めます。

※これまでの実績がある場合は、具体的に記載してください。

【あいかわ公園のこれまでの取り組み実績】

これまで利用者のニーズに基づいて次のような改善を図ってきました。

・子ども連れのファミリーのために

乳幼児を連れた家族のために、すべてのトイレに「おむつ替えの台」を設置するよう提案し、県に設置していただきました。

・快適な空間の創出

じゃぶじゃぶ池のデッキなどパークセンター周辺に簡単なテーブルとイスを配置し、食事をするスペースを作り出し、パークセンター周辺の快適性を創出しました。

提案書8「日常の事故防止、緊急時の対応」

○日常の事故防止、安全確保の方策、発生時等の対応方針について提案してください。

(1) 指定管理業務を行う際の公園の特性を踏まえた事故防止等の取組内容

あいかわ公園は、自然にふれあえる一方、厳しい自然条件もあり、子どもに人気のあるアスレチック施設や冒険型遊具等は転落事故等の危険性もあります。また、自然観察林には登山道もあり、道に迷う危険性もあります。

今後も、しっかりとした安全管理体制を構築し、日常の安全管理、自然災害時の安全確保に努め、誰もが安全に楽しめる公園とします。

また、あいかわ公園は、宮ヶ瀬ダム直下にあり、観光放流日は観客が多く混雑しています。このような中での事故も想定されるため、国土交通省相模川水系広域ダム管理事務所とも連携し、負傷者の早期搬出や搬出方法等について協議し、十分な体制を構築します。

ア 防犯対策等安全確保の実施体制

公園所長が公園の安全管理責任者として確実に防犯対策が出来る体制とします。

異常発見時や機械警備での発報による緊急連絡時には警察署、消防署の出動を依頼するとともに、緊急連絡体制を活用し職員を緊急参集します。

(ア) 開園時の防犯体制

通常の業務体制で防犯にあたります。パークセンター管理員が各持ち場の責任者となって、持ち場ごとに事故防止等の安全管理の取り組みを行います。

(イ) 夜間、休園時の防犯体制

建物については施錠し、パークセンターに機械式警備装置を設置し、勤務時間外の建物警備を通年、警備会社に委託します。

(ウ) 半原駐在所（地域駐在所）との連絡

公園情報の連絡や公園からの要望等の定期的な連絡をして半原駐在所と連携を深め、園内の防犯に努めます。

イ 施設の安全対策及び水害防止

施設の点検や整備を十分に行ない、いつでも安全に利用できるようにします。

パークセンター前のじゃぶじゃぶ池は、夏には大勢の子ども達が水遊びをする人気のスポットとなっています。水深が浅いとはいえ、小さな子ども達が多く遊ぶので、十分に安全管理と水質管理を行い、水難事故の防止に努めます。

(ア) 監視員の配備

危険の予測される場所には、監視員を配置して危険防止に努めます。また、近年、小さな子どもたちを対象とした盗撮の可能性があるため、保護者に注意を呼びかけるとともに監視を強めます。

(イ) 公園の周辺での水難事故の防止

公園の近くの中津川、宮ヶ瀬湖での危険箇所や増水の有無等について、ダム管理事務所と連携し、情報を収集し利用者に周知して、事故を防止します。

ウ 維持管理業務における日常の作業の安全対策

巡回の頻度、コース、ポイント等、これまでに蓄積してきたノウハウを基に、巡回・点検・修繕等の計画を作成し、危険な要素をマニュアルやハザードマップに反映し、安全確保に努めます。

(ア) より適正な管理を実施するための維持管理計画

施設や設備については、安全の確保に特に留意し、老朽度、利用の状況等に応じた交換、補充、改良等の確実な設備維持管理計画を作成します。特に子どもが利用する遊具では、遊具監視員の配置や利用のルールを定めて安全確保を図ります。

(イ) より安全性を確保するために施設や設備の維持管理

巡回点検や維持管理作業を確実に行います。

- ・要所に「タバコ投げ捨て禁止」、「有害虫に注意」等の注意看板を設置します。
- ・園内を定期的に巡回点検し、施設、設備、用具等の損傷、不具合、異常等を早期に発見し対処します。
- ・利用者に安全上の注意を呼びかけ、不適切な公園の利用の防止、不審者の発見等を行って安全確保に努めます。
- ・登山道を巡回し、ヤマビルやスズメバチ等を早期発見し、対処します。

(ウ) 確実な維持管理作業の実施

- ・毎朝、朝礼を実施し、修繕場所、作業手順、注意事項等を周知します。
- ・危険につながる作業をする場合は、開園前に実施するなどして、利用者の安全を図ります。（例：通路脇の斜面での刈払機の作業は、利用者のいない開園前に実施）

(エ) 情報の引継ぎ

- ・点検やパトロールで気付いたことを日誌に記録し、上司に報告する等、確実に引継ぎます。
- ・ヒヤリハット集を作成し、職員間で意見交換して事故防止を図ります。

エ 安全管理の指針の整備（例：ハザードマップ、施設点検マニュアル等）

公園を構成する要素や特性を考慮して安全管理の指針を整備します。

- ・遊具は大事故に繋がる可能性があるので特に留意して管理します。
- ・広大な山間部はパトロールコースを決めて定期的に点検します。
- ・監視カメラの死角や、見通しの悪い箇所を重点的に巡回します。
- ・日常点検や大雨等の後の特別点検で斜面地の地形の変化、土砂の流出入、施設の損傷等を早期発見し、早期補修等を行い、危険を未然防止します。



(ア) ハザードマップ

危険箇所を示した地図を掲示し、利用者に注意を呼びかけます。

各場所での留意点を織り込み、確実に点検します。

オ 安全対策の研修

あいかわ公園には施設の建物、屋外の遊具、斜面の構築物、登山道、樹林等多様な要素があります。

また、植生管理で使用するチエンソーや刈払機、工芸工房村での電動のこぎり、陶芸用電気窯等、取り扱いを誤ると大事故につながる機器も多数あります。

研修を行い安全意識の向上と安全対策を確実に実施します。

・講義とともに、ベテラン職員を講師とする実地研修を行って実際のノウハウを習得するようにします。

- ・利用者の公園での利用状況を想定し、危険を未然に防止できる研修をします。
- ・機器の取扱いでは、メーカー技術者やベテラン職員を講師とする実地研修を十分に行って取扱いに習熟するようにします。
- ・公園職員は、AEDを取り扱う訓練を受け、緊急時の対応準備をします。

(2) 樹林地の過密化や巨木化等に起因する災害を未然に防止する点検等考え方

ア 都市公園の樹木の現状

都市公園は、特に高度成長期に積極的に整備されたため、その当時に植栽された多くの樹木は、過密化や巨木化・老齢化が進んでおり、公園の内・外への倒伏や落枝等による重大な事故等の発生リスクの高まりの懸念があることや、見通しの阻害、通行の支障、景観の悪化等の問題が顕在化してきています。

そのため、樹木の持つ機能や効用の増進と樹木の安全性の確保を継続的に両立させ、都市公園の安全対策の一環として、樹木の点検及び診断を適切かつ確実に行い、公園利

用者や公園周辺の第三者のさらなる安全の確保に努めます。

イ あいかわ公園の現状

あいかわ公園は平成14年に開園し、樹木の植栽後約20年が経過しています。中高木の過密化や巨木化はあまり見られませんが、低木は若干の過密化が見られる状況となっています。

しかし、10年後には植栽後30年となることから、今後は過密化や巨木化が進行する恐れがあることから、点検や診断を実施し、より一層の安全性の向上に努めます。

また園内には「自然とのふれあいゾーン」及び沢沿い付近にはスギ・ヒノキの人工林があります。「自然とのふれあいゾーン」の間伐等の維持管理は神奈川県が行っていますが、沢沿いに点在する人工林は、園地管理員が間伐等の維持管理を行い、利用者や公園周辺の第三者の安全性の向上に努めます。

今後も点検及び診断を行い、利用者の安全を図ります。

ウ 樹林地の過密化及び樹木の巨木化への対応

(ア) 樹林地の過密化

植栽のまま生長すると、過密化となり樹勢が衰え、本来の寿命を全うできない状況となります。また、下刈りや間伐されない過密な山の地表は、日光が届かず草木の根が張らないため、土地が持つ本来の力が発揮されません。

その結果、土地はやせ、根は雨水をためることができず、地表面を流れてしまい、土砂崩れ等の災害を発生する要因となります。

(イ) 樹木の巨木化

剪定の頻度を低下させてしまうと、樹木が生長し過ぎてしまい巨大化してしまいます。生長過多になると、どうしても極端な剪定やぶつ切りを行うことがあります。こうした状態では、樹木は弱りやすく、ぶつ切りした枝から枯れることも増えてきます。最終的には枯損木となり倒伏や落枝の危険性が高まり、事故や災害のリスクが高まることから伐採することとなります。伐採することにより景観を損ねることになります。

(ウ) 樹木の点検及び診断の基本的考え方

樹木の過密化や巨木化・高齢木化の進行に伴う倒伏・落枝、見通しの阻害、通行の支障、景観の悪化等による事故を未然に防止し、公園利用者や第三者のより一層の安全を図るために以下の考え方で点検や診断を実施します。

ア 安全性の確保

倒伏や落枝等のリスクを低減し、隣接地や公園利用者への安全性を確保する

イ 健全性の維持

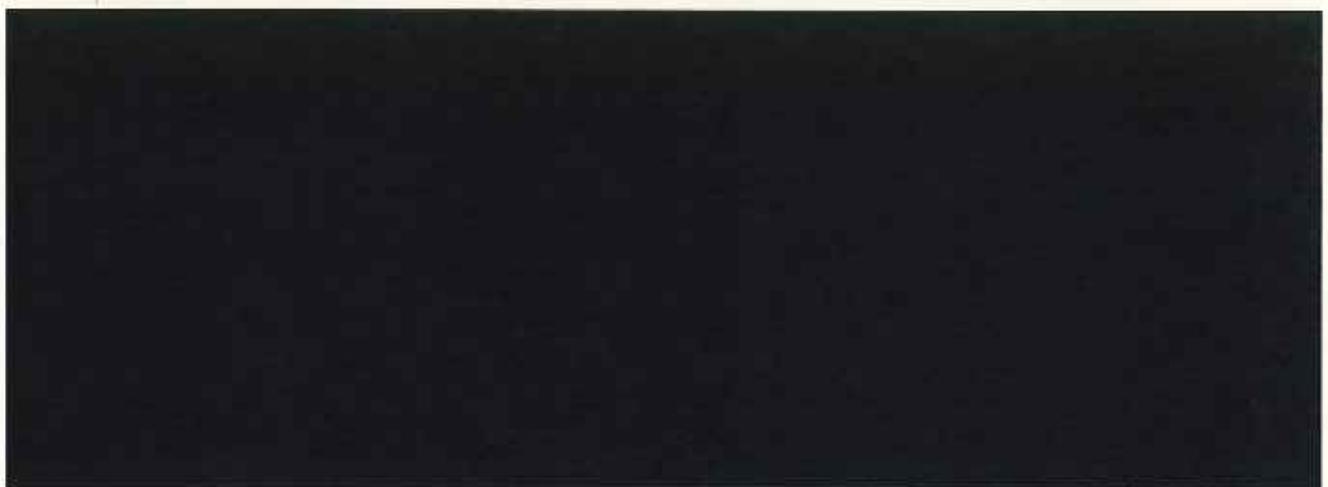
樹木の持つ機能を継続的に発揮させるため健全性を維持させる。

ウ 快適性の向上

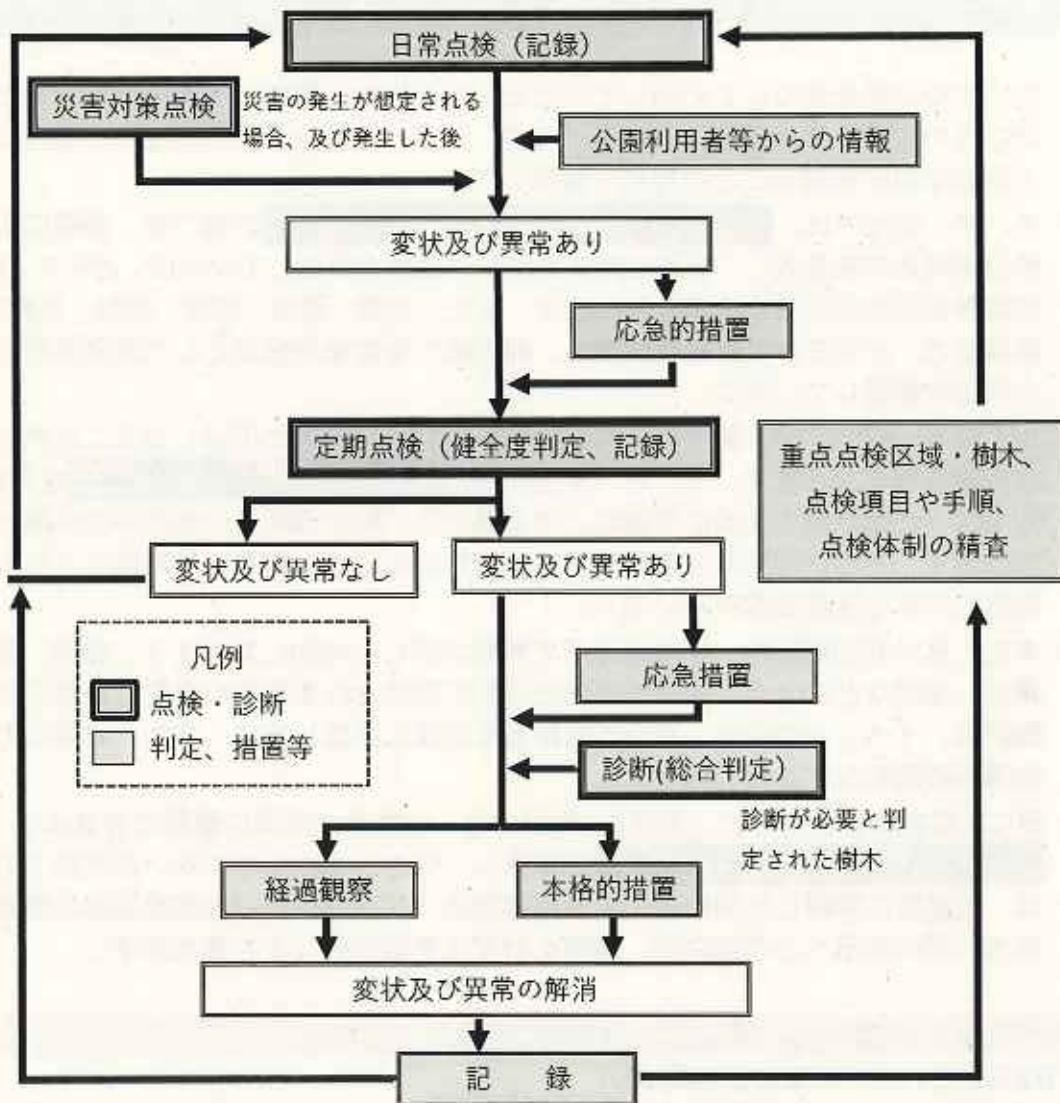
良好な環境となるよう、樹木のある空間の快適性を向上させる。



(工) 点検体制の強化



(オ) 点検・診断の各種作業相互関係フロー図



(3) 事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針（対応方針には、利用者に外国人や障がい者、高齢者が含まれた場合を含む）

- ・あいかわ公園を安心して利用していただくためには、事故等を発生させないための日ごろの点検や安全管理体制はもとより、万が一、緊急事態が発生した場合に素早く適切な対応を取ることが極めて重要です。
- ・そこで、財団では、[REDACTED]に基づき、事態に応じた緊急連絡体制を整備し、職員に対する周知や訓練を実施しています。さらに、毎年、職員が普通救命講習を受講しています。また、台風、落雷、積雪、凍結、鳥獣被害、地震など、さまざまな事態を想定し、利用者の安全を最優先とした緊急事態発生時の対応を整備しています。
- ・たとえば、あいかわ公園では、鹿やイノシシなどが頻繁に出没します。まれに、熊の目撃情報もあります。そこで、財団独自に[REDACTED]を整備し、利用者の避難誘導や施設の閉鎖などの初動対応、関係機関への通報等の手順を定めています。トビが利用者の食物を狙うような場合には、園内一斉放送などにより利用者に対する注意喚起を行います。
- ・また、宮ヶ瀬湖周辺は、平地と比べて気候が厳しい傾向にあります。雷雨、積雪、凍結、強風などにより、利用者の安全確保が懸念される事態が発生した際には、避難誘導、イベントの中止、施設の閉鎖等を迅速に実施します。また、必要に応じて融雪剤の散布などを行います。
- ・更に、緊急事態発生時に、外国人、障がい者、高齢者が円滑に避難できるよう、[REDACTED]を見直し、やさしくわかりやすい日本語での声掛け、全施設に常備した車椅子による避難補助、バリアフリーな避難経路の確保、園地内の案内表示への英語併記、職員に対する手話研修などを進めます。

※これまでの実績がある場合は、具体的に記載してください。

【財団のこれまでの安全管理実績】

安全管理のノウハウを積み重ね研修等で職員に周知し、また利用者への注意等を適切に行ってきた結果、大きな事故は発生しておりません。

H30 年度の県の指定管理業務評価の最終評価シートでは、工芸工房村での安全確保、高齢者スタッフ向けの安全教育など高年齢労働者に配慮した職場環境づくりが評価されています。

提案書9 「急病人及び新型コロナウイルス等への対応」
○利用者の救急救護や感染症対策について提案してください。

(1) 急病人等が生じた場合の対応

- ・救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等

当財団の策定した [] に基づいた []

[] に従って、急病人が発生した場合、上記マニュアルの初期対応に準じて対応し、職員による応急手当及び消防署への通報等、即座に機能する体制を確保します。

ア 救命救急士等の配置、救命に関する職員研修等

- ・救命救急士資格を所有し、経験豊富な愛川町消防署の救急隊出身者 2名を職員として採用しており、公園内で遊んでいてのケガや体調不良の子供が多い土日・休日に対応できるよう勤務シフトの工夫を行います。救急隊出身者の採用により、あいかわ公園における初期対応のみならず、救急車出動を要請した場合の救急隊員との対応もスムーズに行えるようになっています。
- ・夏には、熱中症になる人が増えてきます。パークセンターまで距離のある冒険の森では、熱中症気味の利用者が涼しい環境で休憩できるよう、案内所に冷房装置を設置しました。また、園内各施設には経口補水液や瞬間冷却剤を常備します。
- ・当財団では、職員研修として、毎年、普通救命講習を厚木市消防本部に要請し実施します。

(2) 新型コロナウイルス等の感染症に対する対応方針

現在、「新しい生活様式」の定着が進んでいますが、新型コロナウイルス感染症の拡大による外出・活動制限、運動不足の影響として、ストレスの蓄積、生活習慣病の発症・悪化、疲労、体調不良などの健康二次被害が指摘されています。そのような中、感染リスクを最小限に抑え、感染症に負けない心と体を維持するため、身近な都市公園の価値が再認識されています。

きれいな空気や水、緑が豊かで開放的である身近な都市公園は、遊び、休息、散策、スポーツ等、健康的な活動を楽しめる貴重なスペースです。多くの人々が、感染対策に気をつけながら、安心して快適に利用できるような公園管理を行います。

ア 新型コロナウイルス感染症への対応、取組実績等

新型コロナウイルス感染症は、刻一刻と感染状況や流行影響が変わり、不確実性が高く予測や対応が非常に困難です。

国の緊急事態宣言や対策方針、神奈川県の基本方針など、最新で正確な情報を収集し、その都度、的確に判断を行い、来園者及び職員の罹患を防止します。

また、あいかわ公園は、利用者の8割が子ども連れの家族であり、多くが冒険の森やふわふわドームといった遊具に集中しています。狭い空間に集中するという遊具の特性があることから、大変に密な状況が生じています。子どもたちや、ご家族への感染防止を最優先と考え、感染が拡大する時期には、迅速に遊具の利用を中止します。

(ア) 対応方針

- ・感染拡大防止のため、園内施設の適切な管理運営と情報収集・発信
- ・新しい生活様式に対応したイベントやサービスの提供による利用者の満足度の向上
- ・感染者発生時の迅速な対応

(イ) 取組実績

- ・イラストポスターや「手を洗おう・マスクをしよう・缶バッジ」の配布による子どもたちへの感染対策の啓発
- ・ホームページ、屋外放送、ポスター等を活用した感染対策の周知
(密集・密接の防止、建物内でのマスク着用、消毒・手洗いの実施等)
- ・建物入口等に、手指消毒剤、非接触体温計の設置
- ・職員のマスク着用、受付窓口にアクリル板及び透明ビニールカーテンの設置による飛沫感染防止対策
- ・定期的な換気と複数の利用者が触れる場所の定期的な消毒
- ・密集・密接を避けるため、職員配置による遊具・休憩スペースの利用調整
- ・感染拡大防止ガイドラインの策定
- ・新しい生活様式に対応したイベントの実施
- ・神奈川県LINEコロナお知らせシステムの掲示、利用者登録への協力依頼

(ウ) 感染症発生時の対応

- ・神奈川県と連携し、状況に応じた施設の閉鎖や消毒、利用者への広報、注意喚起等を迅速かつ的確に実施する

イ 蚊媒介感染症への対応、取組実績等

ジカ熱やデング熱は、感染した人の血を吸った蚊が他の人の血を吸うときにウイルスを移し感染を拡大します。神奈川県や厚生労働省等の情報を着実に把握し、利用者への広報、注意喚起を行います。

(ア) 対応方針

- ・感染拡大防止のため、最新で正確な情報の収集と発信
- ・蚊の発生源への防虫対策の実施
- ・感染者発生時の迅速な対応

(イ) 取組実績

- ・発生時におけるホームページ、屋外放送、ポスター等を活用した注意喚起
- ・幼虫が発生しそうな詰まった排水溝や水たまり等の定期的な除去・清掃
- ・成虫が潜む風通しの悪い草むら・やぶの下草刈りの実施
- ・蚊の活動時期における受付窓口等への防虫剤設置による予防

(ウ) 感染症発生時の対応

- ・神奈川県と連携し、状況に応じた施設の閉鎖や水源地であることを考慮した側溝や植え込みの消毒実施、利用者への広報や注意喚起を迅速かつ的確に実施する

ウ 鳥インフルエンザ感染症への対応、取組実績等

鳥インフルエンザウイルスの自然宿主は野生のカモ類です。野鳥観察など通常の接し方では、人に感染しないと考えられていますが、神奈川県や厚生労働省等の情報を着実に把握し、利用者への正しい情報の発信、注意喚起を行います。

(ア) 対応方針

- ・来園者への安全安心のため、最新で正確な情報の収集と発信

(イ) 取組実績

- ・職員の定期的な園内巡視により、死亡した野鳥がいないかなどの確認

(ウ) 発生時の対応

- ・同じ場所でたくさんの野鳥が死亡していた場合は、神奈川県のマニュアルに基づき、神奈川県及び関係市町村と連携し的確に対応する

※これまでの実績がある場合は、具体的に記載してください。

[財団のこれまでの緊急事態発生時の対応の実績]

- ・救急救命士の資格を有する愛川町消防署退職者を雇用し、子ども連れが多い、土日祝日の勤務シフトに割り当て、不測の事態に備えております。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、冒険の森をはじめとする遊具の使用について密集、密接を防ぐ観点から利用中止の進言等、厚木土木事務所と協議し、他の都市公園に先駆けて遊具の利用を中止しました。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、あいかわ公園内が過密にならないよう、公園の適正利用の観点から、あいかわ公園北駐車所の利用の休止をしました。

提案書 10 「災害への対応（事前、発生時）」

○大規模災害発生時の体制、対応について提案してください。

あいかわ公園は、都市公園として神奈川県地域防災計画で震災時の対応が規定されています。県の規定の趣旨、内容に沿って都市公園としての役割を果たすように努めます。

なお、愛川町地域防災計画に基づき、愛川町とも連携して対応します。

（1）異常気象（大雨、台風、熱中症アラート等）への対応方針（事前、初動、発生時、応急復旧時）

ア 異常気象（大雨、台風、熱中症アラート等）への対応方針

あいかわ公園は令和2年3月に愛川町地域防災計画において指定緊急避難場所として指定されたことから、大規模災害発生時等多くの来園者を受け入れるため、当財団の策定した [] に基づいた []

[] に従って、防災組織と責任者、行動基準を明確にし、関連機関とも連携して即座に機能する体制を確保します。

- ・あいかわ公園では、緊急事態発生時には、[] を公園責任者として財団本部の災害対策本部の指揮下で緊急時対応体制をとります。
- ・非常事態が想定され、県から指示があった場合を含め、状況によっては、夜間待機の体制を取ります。
- ・宮ヶ瀬ダム管理事務所から緊急放流の連絡があった場合は、来園者に対して放送等で避難誘導等を行うとともに、厚木土木事務所へ報告します。

（ア）異常気象等への対応の考え方

	事 前	初 動	発 生 時	応急復旧時
大 雨 雷	気象情報の収集 雨水ます、土砂流 出箇所等の確認 園内放送で注意喚 起（警報計活用）	施設、園地内パトロー ルを実施 危険箇所の把握、除去 来園者の帰宅要請や 避難誘導	災害対策本部 設置 来園者の救護・ 保護	施設被害状況パトロール 関係機関報告 復旧着手
台 風	気象情報の収集 看板、工作物等の 飛散防止 樹木の枝折れ確認	施設、園地内パトロー ルを実施 危険箇所の把握、除去 来園者の帰宅要請や 避難誘導	災害対策本部 設置 来園者の救護・ 保護	施設被害状況パトロール 関係機関報告 復旧着手
熱 中 症	熱中症警戒アラ ート及び熱中症計に よる情報収集	園内放送で注意喚起	水分補給 体を冷やすな どの応急処置	水分補給 体を冷やすなどの応急処置 必要に応じて救急車要請
大 雪 凍 結	気象情報の収集 危険性の高い坂道 や階段へ凍結防止 剤散布	園内放送で注意喚起 来園者の帰宅要請や 避難誘導	災害対策本部 設置 来園者の救護・ 保護	施設被害状況パトロール 関係機関報告 復旧着手

イ あいかわ公園災害対策本部

(ア) 緊急時の体制

- ・県央地域地震5弱以上の地震、大雨、その他の火災等の災害発生時
- ・財団本部に「災害対策本部」を設置し、同時に公園に「あいかわ公園災害対策本部」を設置します。
- ・時間外に災害が発生した場合は、自宅の安全を確認した後、愛川町、相模原市緑区、清川村在住の職員は、速やかに参集し情報収集を行います。

(イ) 事故時の体制

- ・あいかわ公園内で事故が発生した場合には、■■■■■の判断で事故対応本部を設置します。■■■■■不在時には職制最上位のものが判断します。

(ウ) 設置場所

- ・災害対策本部の設置場所は県立宮ヶ瀬やまなみセンター会議室とし、公園ではパークセンター内に「あいかわ公園災害対策本部」を設置します。
- ・事故時の設置場所は公園内のパークセンター内にあいかわ公園事故対策本部を設置します。

(エ) 連絡体制

やまなみセンターの災害対策本部から、あいかわ公園等の宮ヶ瀬湖周辺3拠点施設に連絡します。

あいかわ公園災害対策本部から、工芸工房村、愛川町郷土資料館等に連絡します。公園内の状況については、適宜パトロール等を行い、県に報告します。

(オ) 初期対応

あいかわ公園をはじめ、当財団が管理する3拠点（宮ヶ瀬湖畔地区、鳥居原地区、ダムサイト地区）での事故や災害の発生時には、■■■■■に基づいて応急処置、初期消火、避難等の初期対応をします。



応急処置	職員による応急処置	- 应急手当実施、状況に応じAED使用
	医療機関への搬送	- 119番通報し、救急車を請求
初期消火	消防署等	- 同時多発災害時には、財団の事務所で消防に搬送
	火災警報機	- 火災警報機、大声で周囲に知らせる。
避難誘導	119番通報	- 119番通報
	初期消火実施(消火器、水バケツ等)	- 初期消火実施(消火器、水バケツ等)
避難等	火災警報機	- 大地震発生時は消防署の到着が遅れることがある場合
	避難誘導	- 避難の必要が生じた場合、指示に従い避難開始(外出時は、不慣れであるので避難に備える。)
避難場所	火災警報機	- 一次避難場所: 宮ヶ瀬ダム右岸広場、あいかわ公園子供広場
	非常時の持ち出し	- 広域避難場所: 愛川ふれあいの村
大災害発生時避難場所	非常時の持ち出し	- 非常持出しナップザック準備し、次の日の受け替
	火災警報機	- 防犯子守セッセ、ラジオ、懐中電灯、駆除虫液
大災害発生時避難場所	火災警報機	- 避難やまなみセンターが利用できないような場合
	火災警報機	- 一次避難場所を第二場所に指定する。 (職員に日当から開始徹底しておく。)
大災害発生時避難場所	火災警報機	- 市会議室兼避難室の場合は「災害用伝令機ダイヤル117」使用

(2) 公園の「震災時対応の考え方」に示す初動体制等への対応

財団の策定した■■■■■

に基づいた■■■■■

に従って、即座に機能する初動体制を構築しています。

今後、募集要項の【参考資料1「震災時対応の考え方」】に基づき、管理運営業務、維持管理業務を再点検し、関係機関と連携して円滑に確実に、また臨機応変に震災時に対応します。

ア 初動体制への対応

・震度5弱以上の地震が発生した場合

表に示す場所に震度5弱以上の地震が発生した場合、**総括責任者**、**次席責任者**として公園職員を3つの係に配置する初動体制を整えて、来園者の安全を確保します。

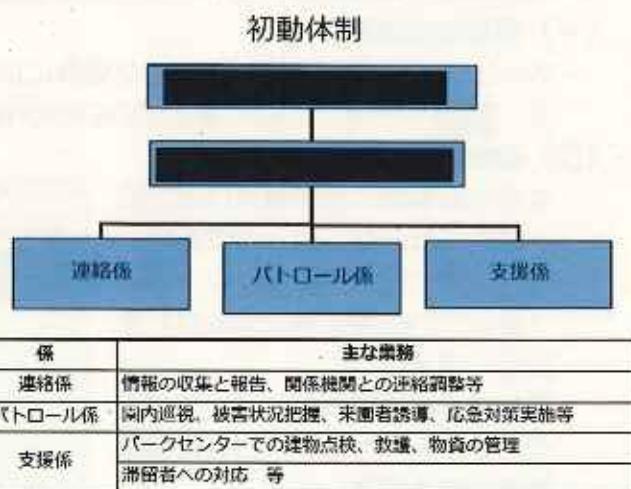
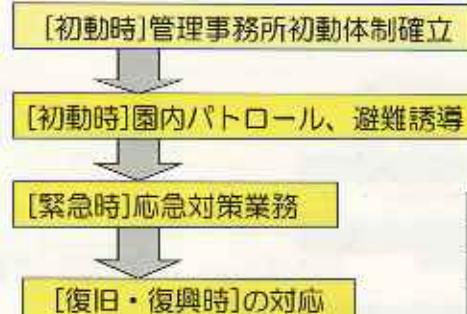
愛川町で	震度5弱以上
県内どこかで	震度5強以上 または大規模な災害が発生

●本部:

県立宮ヶ瀬やまなみセンターに設置

●あいかわ公園災害対策本部:

パークセンター会議室に設置



・勤務時間内に発生した場合

直ちに体制を整え、来園者の安全を確保します。

・勤務時間外に発生した場合

地震発生から3時間以内に3係体制を整えます。

・愛川町で震度4の地震が発生した場合

・勤務時間内に発生

30分以内にパトロールを開始、終了次第、県厚木土木事務所へ報告します。

・勤務時間外に発生

報道等による情報収集を行い、公園に被害の発生が予測される場合には、現地の確認を行います。被害が確認された場合は、その結果を県厚木土木事務所へ報告します。

イ 平常時における防災への取り組み

(ア) 震災時利活用施設等の維持管理

- 基本的に月1回、震災時のパトロールコースを、異状の有無や動作等を確認しながら巡回します。
- 法定点検が必要な施設は、スケジュールを定め実施します。

(イ) 備品類の日常点検

資機材及び救急医薬品はリストを見直し、パークセンターに保管します。毎年1回以上、設備機械等の動作や油類の残量、放電の有無等の総点検を行います。

ウ 意識向上の取組

(ア) 指定管理者職員の意識向上

- 「震災対応について」を研修計画に組込みます。

- ・家族との連絡方法等を平時から準備し、緊急時には震災対応に専念します。
- ・防災関連情報の収集を心がけ、救命講習、AED講習等の防災に関する講習や研修会に参加するよう努めます。

(イ) 利用者・近隣住民への働きかけ

- ・具体的な施設の利活用のパネル、実際に使用する備品類の展示等、公園の災害時対応についての情報の周知、普及を図ります。

(3) 大規模災害発生時の公園の特性、立地状況等に応じた災害対応の考え方（地域との連携、防災訓練、災害発生時の協力等）

あいかわ公園は、大規模地震発生時には孤立する可能性もあります。また、広域避難場所である「県立愛川ふれあいの村」や指定避難所（災害時医療救護拠点）の「半原小学校」までの約2km（徒歩約30分）の避難誘導経路には河川や橋、坂道があり、地震発生直後には利用できないことも想定されます。

ア 地域との連携

財団は、日頃から地域および公園の活性化や防災、安全に関して、関連市町村をはじめ県の土木事務所等との連携を図っています。

- ・今後も、これらの連携を通じて、大規模災害に対しても被害を最小限にするよう連携を図っていきます。
- ・宮ヶ瀬湖周辺地域の施設や住民とさまざまな連携を通じて情報ネットワークを構築しています。今後とも、災害時にも円滑に情報収集し、連携できるよう関連機関及び市町村等（自主防災組織等）との連携を図ります。

イ 防災訓練

来園者や地域住民の協力のもとで災害を想定した実際的な訓練を実施します。

(ア) 指定管理者職員の訓練

年に2回、公園利用者の避難誘導や救急活動等の訓練を実施しています。今後、防災訓練にあわせて震災時利活用施設の点検、勤務時間外の参集訓練を実施します。

(イ) 市町村等（自主防災組織等）との防災での連携

- ・意見交換の機会を持ち、社会状況変化に応じ、対応等の見直しを協議します。
- ・施設の解錠施錠や避難車両誘導等の協議をし、協力体制を確立します。
- ・これまで、共同訓練や体験イベントを年に複数回実施してきました。今後も、対応訓練を実施します。

ウ 職員の教育

- ・職員に対し、神奈川県地域防災計画や愛川町地域防災計画について、関係部局の職員を講師として招き講習を行います。

- ・財団の [REDACTED] の説明をし、自身の配置や職務、注意点を自覚させ、大規模災害に対しての心構えを持つようにします。

工 災害発生時の協力等

当財団は宮ヶ瀬湖周辺地域でさまざまな施設を管理運営しており、災害発生時には財団の総力を挙げて協力して対応します。

また、あいかわ公園は地域で最大の集客力のある施設であり、災害時には指定緊急避難場所となっている施設です。当財団は宮ヶ瀬湖周辺地域の管理施設の被災状況、利用者の状況を速やかに把握して報告するとともに、次の協力をします。

- ・あいかわ公園内の避難場所の運営
- ・園内負傷者の救急措置
- ・被災者の受け入れ
- ・財団保有の車両を利用した負傷者や支援物資の輸送への協力
- ・必要物資の提供
- ・救急・救援活動の支援

※これまでの実績がある場合は、具体的に記載してください。

【財団のこれまでの震災対応管理実績】

財団では、地域と一体となった震災対応に努めています。

- ・当財団では、周辺自治体や関連機関との連携を密に行なっており、震災時のネットワークを確保しています。
- ・震災対応について、日常から対応を検討し、訓練を行っています。
- ・災害ダイヤル用フリーWi-Fi 機器の設置、愛川町防災受信機の設置を行いました。

提案書 11 「地域と連携した魅力ある施設づくり」

○当該公園の管理運営に当たり、地域や団体、関係機関との連携の考え方について提案してください。

当財団はダム建設以来、ダム関連施設の管理運営に携わり、地域振興・活性化、環境保全、防災等を目指して地域や周辺市町村、団体、関係機関と密接な連携を図っています。

愛川町長をはじめとする宮ヶ瀬湖周辺 4 市町村長（愛川町長、清川村長、相模原市副市长、厚木市副市长）等で構成する理事会を年 2 回開催し、年度ごとに財団の管理運営方針を説明し、市町村の各施策との調整を図り、また、愛川町議会議長と上記市町村議会議長等で構成する評議員会も年 2 回開催しています。

あいかわ公園では、イベント開催、ボランティア活動、地域からの雇用等、さまざまな面で地域や関係機関との連携を図ってきました。さらに、工芸工房村では地域の伝統工芸の紹介、体験事業の開催や講師依頼等で地域と連携しています。

今後、あいかわ公園としての連携だけでなく、宮ヶ瀬湖周辺 3 抱点施設に係わっている方や団体の交流会等を通じて連携の輪を広げ、魅力ある施設としていきます。



(1) 多様な主体（地域人材、自治会、関係機関）との連携、協力体制の構築等の取組内容

ア 地域人材の活用

当財団では、愛川町職員が常時派遣されており、愛川町や関係機関との調整、あいかわ公園に係る事業執行に従事しています。

また、あいかわ公園では、管理員として地元愛川町をはじめ、近隣市町村の方を採用するなど、地域人材の活用を図っています。

更に、工芸工房村では、工芸体験教室の講師として地元の技能者に依頼して、創作体験イベントを開催しています。

その他、愛川町の自然観察団体の協力により、毎月の自然観察イベントを開催するほか、宮ヶ瀬ダム建設当時から周辺の環境調査に携わり、あいかわ公園の自然環境を熟知した地元自然保護団体との連携により、公園内のムササビ生態観察イベント等を開催しています。

イ 地域・関係機関との協力体制の構築

当財団では、宮ヶ瀬湖周辺地域の振興を目指して関連機関と連携し、協力体制を構築しています。あいかわ公園としても、関連機関と多くの連携をしています。

テーマ	宮ヶ瀬湖周辺地域	あいかわ公園
地域活性・公園運営管理	【地域活性】 宮ヶ瀬湖周辺地域活性化推進懇談会（首長会議）等 ：推進方策及び諸問題について	県立あいかわ公園管理運営事務連絡会 ：愛川町等と地域の交流促進のための利用促進方策、イベント実施の情報交換及び連絡調整
環境保全	宮ヶ瀬湖水系地域ビジョン推進会議等 ：水源地域として事業の推進	県立あいかわ公園運営連絡会議（部会） ：自治体（周辺4市町村）、厚木土木事務所 自然環境を活かした魅力と特色ある公園管理を目指し、地域団体や自治体等の関係機関での情報交換及び連絡調整等
安全管理		県立あいかわ公園施設安全管理検討連絡会 公園内の施設全般、特に冒険の森や冒険広場、子供広場の遊具等について、事故防止対策や緊急・事故時の対応等の検討

（2）ボランティア団体等の育成・連携、協働の取組内容

ア [REDACTED]との連携

[REDACTED]は、ボランティアやN P O等の町民の自主的・自立的な町民活動を促進するための活動拠点として設立され、文化・スポーツを始めとして 12 の活動分野に約 140 の団体が登録しています。これらの団体との連携や協働により多様なレクリエーション等を開催するとともに、団体の活動への場所の提供や育成を図り、利用者に多様なレクリエーションを提供します。

イ ボランティアの場づくり

あいかわ公園や宮ヶ瀬湖周辺施設で活動をしているボランティア団体、企業、行政、クラブに対して積極的な交流の場として「宮ヶ瀬湖周辺活動団体等交流会」を当財団が開催し、各団体に参加を呼びかけ、各団体の意見交流の場となるとともに、各団体にとって有益な場となるように、きっかけ作りを行います。

ウ イベントでの連携

あいかわ公園での利用促進事業について、ボランティア団体と連携しイベントを実施します。

- ・[REDACTED]と連携したハイキングイベントの実施
- ・読み聞かせサークルによる毎月 1 回実施のおはなし会
- ・花のボランティアによる花壇の花植え、除草

（3）周辺施設（他の公園、施設等）との交流・連携の内容

これまで交流・連携を図ってきた宮ヶ瀬湖周辺施設との関係を拡充します。

ア 愛川町郷土資料館との連携

愛川町の歴史・民俗・考古・自然科学等に関する資料を収集、保存、展示する施設で、愛川町が管理運営しています。工芸工房村と隣接しており、資料館で学び・知り、工芸村で体験するという交流を図っています。

郷土資料館学芸員の協力により、自然観察イベントなどで連携をしており、毎月の「自然観察教室」や、夏季のカブトムシ・クワガタイベント「キング・オブ・あいかわ公園」を共催しています。

イ 相模川水系広域ダム管理事務所との連携(宮ヶ瀬ダム、宮ヶ瀬ダム水とエネルギー館)

近年、国土交通省がダムツーリズムを推進しており、宮ヶ瀬ダムも集客を目的とするようになりました。あいかわ公園も宮ヶ瀬ダムと連携して、情報交換を密に行い、集客の取り組みを進めています。

特にアクセスの多い公園のホームページやSNSで、ダムの観光放流など情報を提供することにより、宮ヶ瀬ダムの集客増のみならず、ひいてはあいかわ公園の利用者増になっています。

また、宮ヶ瀬ダム水とエネルギー館は宮ヶ瀬ダムの大切な役割・水資源の重要さを啓発・広報する施設です。当財団が管理運営しています。財団の目的の一つである環境の保全と一致するため、情報を交換し、相互に利用者に紹介するなど協力しています。

ウ ロードトレイン、インクラインとの連携

ダムサイトにある水とエネルギー館とあいかわ公園を連絡するロードトレイン「愛ちゃん号」及び宮ヶ瀬ダムの堤体に設置されたケーブルカーの「インクライン」を当財団が運行しています。

エ イベント開催

- ・実行委員会方式によるイベント「あいかわ公園つつじまつり」、「半原糸の里文化祭」、「宮ヶ瀬ダムナイト放流」に当財団も参画しています。
- ・当財団では、宮ヶ瀬湖周辺3拠点で連携し、春は宮ヶ瀬湖畔エリアでみやがせフェス夕春、秋は鳥居原エリアでみやがせフェスタ秋、みやがせフェスタ夏をあいかわ公園及びダムサイトエリアで毎年開催しています。

オ 施設紹介

- ・宮ヶ瀬湖周辺のマップやあいかわ公園内の施設利用モデルプランを作成し、地域を活用できるようにします。

(4) 地域企業等への業務委託による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容

地域振興、きめ細かいサービスの提供の視点から地域企業へ業務委託します。

ア 売店コーナー

地域に密着して地場産品入手しやすく、実際的な情報提供が出来る
■に地場産品の展示・販売・愛川町観光案内コーナーを委託します。

イ 自主事業の委託 自主事業の項を参照ください。

- ・レストラン事業
利便性の観点から地域業者に委託します。

※これまでの実績がある場合は、具体的に記載してください。

【あいかわ公園の実績】

(1) 管理運営で周辺の自治体や関係機関との連携を図ってきました。

- ・宮ヶ瀬湖周辺地域活性化推進懇談会（首長会議）の開催
- ・県立あいかわ公園運営連絡会議（部会）の開催

(2) 様々な団体と連携し、多様な利用促進策や自主事業を提供し、良質なサービスを提供してきました。

- ・ [REDACTED] の協力でハイキング教室や自然観察ガイド開催
- ・地域ボランティア団体の協力で、幼児・子供向けお話会の開催。

提案書 12 「人的な能力、執行体制」

○業務を実施するための執行体制について提案してください。

(1) 指定期間を通して効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況

- ・現地責任者の責務、役割及び経歴、主要職員の役割分担
- ・特に都市公園管理運営の専門知識（関係資格の保有等）や経験を有している者の配置状況

・県、県出先事務所、指定管理者本部、指定管理者現地との連絡体制及び、関係機関における効果的、効率的な情報共有の考え方と仕組み
※組織図や一覧表等で示してください。

職務の内容及び分担について記載してください。

県との連絡調整を行う体制について記載してください。

現地の職員配置計画（組織図、勤務ローテーション）を別表で示してください。

（現地の責任者の役割及び経歴を明記してください。）

ア 職員の人員配置

現地の職員配置計画（組織図及び勤務ローテーション）は別表のとおりです。

公園の統括責任者として [] を置き、その他に運営管理責任者と維持管理責任者 [] を配置します。これら [] の責任者は、[] を担い、[] の代行をします。工芸工房村統括管理者は、[] であるとともに、[] の事務補佐役の役割を担います。責任者の下で [] の管理員が、さまざまな業務を担当します。

イ 現地責任者の役割及び経歴、主要職員の役割分担

[] 公園管理経験者や行政経験の豊かな人材を常勤で配置し、公園の統括責任者として管理運営し、地域との連携・協働に取り組みます。（経歴は別表）

[] の補佐役として、社会経験が豊かな人材を充てます。

[] の下で工芸工房村を統括します。社会経験が豊かな人材を充てます。

[] の補佐役として、社会経験が豊かな人材を充てます。

ウ 都市公園管理運営の専門知識(関係資格の保有等)や経験を有している者の配置状況

財団に、公園管理運営士、土木施工管理技士を配置しています。また、ダムの直下に位置していることから、財団にダム管理技士を配置し、ダムの運用と当公園の管理運営についての調整も行えるようにしています。

公園内における専門的判断については、有資格者をまじえて解決していますが、日常的管理においては、当財団の今までの実績の中で、解決できると考えています。

ツツジ管理等専門性の高い業務については、業務実績のある造園会社に委託しており、垣根や軽易な構造物の補修等については、公園管理員の技能により対応しています。

また、自然体験イベント等においては、自然観察指導員やネイチャーゲーム指導員の指導のもと、独自のイベント等を開催しています。利用者の安全確保については、財団職員のほとんどが普通救命講習受講者であり、緊急時には対応可能となっています。

工 県、県出先事務所、指定管理者本部、指定管理者現地との連絡体制

(ア) 県の連絡調整を行う体制

財団本部の施設課を県との業務窓口として連絡調整業務及び厚木土木事務所への報告・履行確認を行います。

あいかわ公園と施設課は密接に連絡し、一体となって管理運営にあたります。

- ・あいかわ公園は「日報・月報」を作成し、財団施設課に報告します。

- ・財団施設課は定期的に事業報告書を作成し、県に報告します。

- ・財団施設課は毎年、年度事業計画書を作成し、県に提出します。

- ・県が実施するモニタリングの結果、指摘事項や改善点がある場合は、施設課とあいかわ公園とが一体となって全員で改善に向けた工夫と検討を行い、公園の管理運営水準の向上を図ります。

(イ) 職務内容及び分担

本部とあいかわ公園が一体となって、効果的かつ効率的な執行体制を組織して業務の執行に当たります。公園では、公園所長を責任者として業務を執行します。

本部は組織力、企画ノウハウ、地域との連携ネットワークを活かし、あいかわ公園の業務を支援します。イベント等では、宮ヶ瀬湖周辺の施設で、開催を支援します。

【本部の支援業務】

経理・人事・給与等の管理業務、事業やイベント企画、広報活動

本部の役割	あいかわ公園の役割
あいかわ公園と関連施設との連携と業務支援を行います。 ・企画・催事業務の業務ネットワークを提供 ・運営管理ノウハウの提供 ・管理者及び職員の研修・教育 ・総務・人手・会計業務	本部の管理下で業務を執行します。 ・施設管理業務 ・環境・動物・植物管理 ・工芸工房村の管理業務

(2) 業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況

ア 委託業務内容

公園職員は、実施計画、検査、工程管理等のマネジメントを行い、特殊な技能、専門（熟練）技能等をする業務は委託します。しかし、遊具の点検や修繕業務等の一部業務は管理員が担当し、現場把握、サービス向上、効率化を図ります。

委託業務内容は次のとおりです。

(ア) 植物管理

- ・広範囲にわたる病害虫や来園者に害を及ぼす危険がある害虫の発生が認められるときは、専門業者に委託し、速やかにかつ安全に対処します。
- ・本公司のシンボルである花の斜面やツツジの管理は、専門業者に委託します。
- ・急斜面の除草は、危険を伴い、熟練技術を必要とするために専門業者に委託します。

(イ) 施設管理

- ・機械警備、巡回警備、受変電設備、受水槽及び浄化槽等の定期点検及び法定点検は専門業者に委託します。
- ・定期点検等で発見した施設や設備の不良個所の部品交換や修繕は、可能なものは直営で修繕します。直営で対応が困難な場合は、専門業者に委託します。

- ・遊具の損傷は大事故につながる恐れがあるため、職員・管理員による日常点検を行うとともに定期点検をメーカーに委託し、確実な維持管理を行います。

(ウ) 清掃管理

- ・噴水池及び浄化槽は、水回り清掃の専門業者に委託します。
- ・園内の公衆便所清掃のうち、施設内のワックス仕上清掃、高所の窓ガラス清掃等は、専門業者に委託します。

(エ) その他管理（運営管理）

- ・工芸工房村の伝統工芸、軽飲食コーナー、売店は、地元の関係団体（
■■■■■）や専門業者に委託し、円滑な運営に務めます。

イ 指定管理者としての点検方法、指導監督

仕様書及び工程表に基づき、業務内容の履行確認を行います。作業中作業後は、当該業務の責任者が現場立会いを行うとともに、日報、報告書、写真等を提出させ業務結果を確認します。

（3）指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための日々のOJTや研修等の人材育成体制や職員採用の状況、チームワーク保持や労働時間短縮の取組、職場のハラスマント対策など適切な労働環境の確保に係る取組状況

ア 人材育成や職員採用の基本的な考え方

長期間にわたり、安定的かつ適切に指定管理業務を行うためには、それを担う高い資質を持った人材の確保と、その育成が非常に重要です。職員一人ひとりの意欲の高まりが組織力の高まりとなり、宮ヶ瀬湖周辺地域の活性化や水源環境理解促進に向けた取組の向上となることから、「人材こそが最も重要な経営資源」であることを念頭に、計画的で効果的な人材確保・育成を図っています。

当財団では、目指す職員像や教育・研修の視点を全職員に示すとともに、教育・研修プログラムを体系的に策定し、経験や階層、従事業務形態に応じた人材育成を計画的に実施、継続しています。

（ア）財団職員の人材育成

財団の人材育成プログラムで、管理職員は各種イベントの企画業務、事業の実行計画作成、安全管理や管理運営スキルを習得します。外部専門研修や施設視察等を通じて、各種イベント開催、涉外、調整、広報、情報発信のスキルも習得します。職員の配置後も現場での実践とOJTを行うとともに、Off-JTの研修や専門知識習得支援、資格支援等に取り組みます。

（イ）園地管理員の人材育成

管理員には、作業内容、作業スケジュール、作業記録等のマニュアルを整備し、誰もが一定の水準を行えるようにします。そのうえで、管理員間でのコミュニケーションを促し、ノウハウや経験が伝わりやすい環境を作ります。たとえば、公園の維持管理の内、草取り、樹木の枝払い、側溝清掃等の簡易な維持管理作業は、通常の家庭や家屋の維持管理の延長上にあり、新人の管理員でも対応できる業務内容ですが、熟練した管理員が指導し、万全を期しています。

遊具等の詳細な点検については、専門業者に委託していますが、作業に随行し、資格を必要としない作業の範囲内で点検のポイント等を学ぶようにしています。

財団の実績の中で、蓄積された作業の種類や頻度、作業方法等実践的な研修を行い、現場対応します。

事務や受付業務においても、経験のある管理員が経験の浅い管理員に対して、接遇や利用案内等のノウハウを伝え、訓練し、業務内容の向上を図ります。

また、管理職員、管理員間のミーティングを毎朝行い、作業内容・注意点や管理員が対応した苦情処理・接客についての「気付き」等の情報を共有します。

(ウ) 労働環境の確保

適切な指定管理業務の遂行及び利用者サービスのさらなる向上のためには、職員の心身の健康を維持改善することが非常に重要です。職員のワーク・ライフ・バランス及び効果的、効率的な働き方を推進し、組織の総合力を高めるため、次のとおり労働環境の確保に継続的に取り組みます。

- ・総労働時間の短縮

2019年4月の労働基準法改正を受け、時間外労働の上限規制、年次有給休暇の確実な取得について、徹底します。日常的に情報共有に努め、一部の職員に負担が集中しないよう財団全体で取り組みます。

- ・ハラスメント対策

2019年5月の労働施策総合推進法改正、女性活躍推進法改正等を受け、より一層のハラスメント対策に取り組みます。機会を捉え、幹部職員向け、一般職員向けハラスメント防止研修を継続的に実施し、あらゆるハラスメントの防止に努めます。また、人材育成プログラムとしてOFF-JT（職場外研修）や資格取得計画に従って育成を行います。

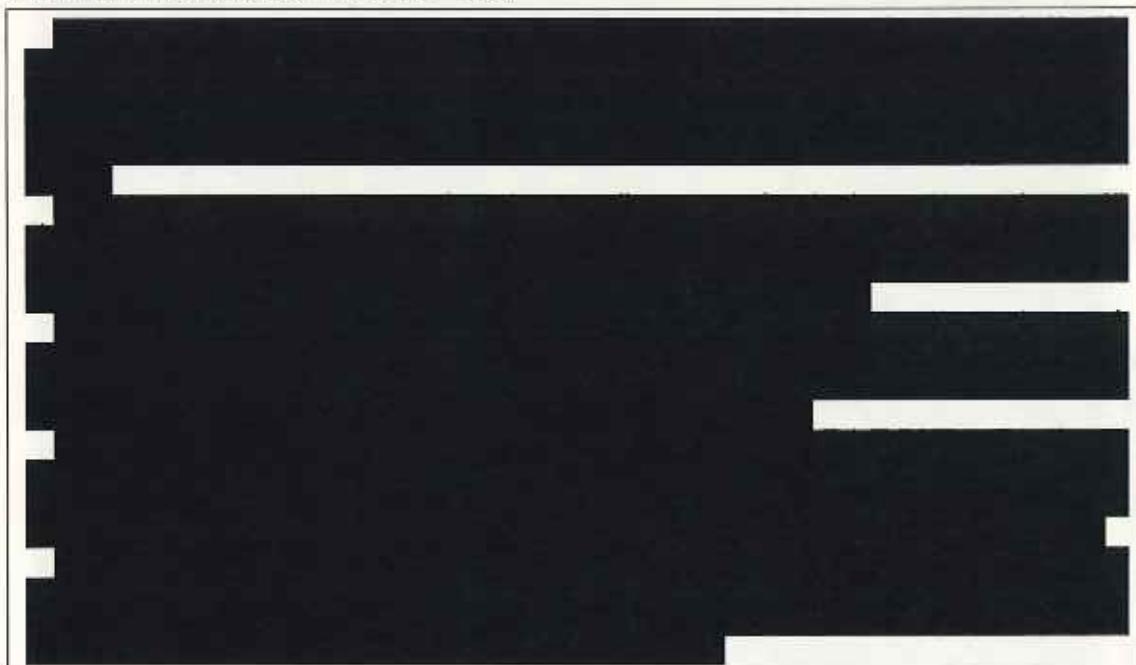
＜別表＞組織図、現地の責任者の役割及び経歴

現地責任体制は以下のとおりです



*工芸工房村館長が配置できない場合は副館長を2名体制とし、現地体制を適切に保ちます。

現地責任者の経歴は以下のとおりです。





提案書 1 3 「財政的な能力」

○財務状況について提示してください。

(1) 安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い

ア 事業の継続性・安定性、事業の信頼性

当財団は国、神奈川県、周辺 4 市町村（相模原市、愛川町、清川村、厚木市）、利水者、民間企業等の出捐により平成 4 年に設立されました。以来、20 年以上の長きにわたって、継続的に国（建設省、国土交通省）及び神奈川県からの委託を受けて、宮ヶ瀬湖周辺施設の管理運営を安定的かつ適切に行ってきました実績があります。あいかわ公園では、平成 14 年の開園時から関わってきましたが、平成 18 年度からは指定管理者として管理運営しています。

また、直近では、令和 2 年 10 月に、宮ヶ瀬やまなみセンター、宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地並びに宮ヶ瀬湖カヌー場の指定管理者として、令和 3 年度からの第 2 期目の指定をいただき、今後 5 年間の運営を任せさせていただくことになりました。

イ 経営状況

ウ 今後の取組（経営戦略）

「6つの経営戦略視点」

① 水源環境の理解促進、地域振興事業の実施

東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けたスポーツ熱の高まり、リニア中央新幹線の車両基地整備計画の影響などを注視しつつ、首都圏最大級の人造湖である宮ヶ瀬湖の自然豊かな環境、魅力を活用した地域振興事業を展開します。

- ・企業の社会的責任（CSR）活動の場としての活用といった動向を捉え、新たな成長戦略の一翼を担う事業を実施します。

② 経営の計画性の向上、地域に根ざした公益財団法人としての信頼性向上

- ・財団が長年にわたって培ってきた水源環境保全や地域振興事業の豊富な経験と実績を活かし、着実に指定管理業務を行うことによる経営の計画性の向上と、地域に根ざした公益財団法人としての信頼維持、向上に努めます。

③ 地域連携 DMO としての事業展開、広域圏への PR 強化

- ・地元施設や企業を活用した地場産品の開発等を促し、宮ヶ瀬湖周辺の来訪者増を図るとともに特産品による経済力増強に努めます。

（実施例：宮ヶ瀬ダム監査廊を活用したダム酒・地元企業と連携した地域クーポンの発行）

- ・電子情報媒体、パブリシティなど各種広報媒体等による広域的な情報発信力を高めると共に、案内窓口の充実によるサービス及び集客力の向上を図ります。

（実施例：小田急電鉄の全車両への P R チラシ掲載）

④ 感染症に対応した事業の展開

- ・限られた財団の経営資源を効果的、効率的に運営するため、イベント・体験事業の点検・評価等を行い、ソーシャルディスタンスが保てる分散型事業への変更、継続、統合、廃止を含めた再編、整理（ウエイトシフト）を行います。

⑤ 経営基盤の強化

- ・収益、費用、資産運用等について、正味財産増減計算書、貸借対照表に基づく経営分析を実施し、事業展開に必要不可欠な経営基盤の強化を図ります。

⑥ 人材育成、防災・危機管理体制の充実、強化

- ・財団の経営の基礎である人材について、職員自らによる職員研修を行い、互いの業務内容の理解、情報の共有化を図ります。

- ・来訪者の安全対策向上や従事者事故防止のための現場作業研修、専門知識取得のための支援等を実施するとともに、関係機関・団体と連携して防災・危機管理体制（熱中症や感染対策を含む。）の充実、強化、事故・不祥事防止（個人情報保護や情報セキュリティ管理含む）の徹底を図ります。

Ⅱ 実施に向けたプログラム

【経営目的】

- ・県民の水源環境に対する理解促進や宮ヶ瀬湖周辺地域の活性化の推進により、都市と水源地域及び人と自然の交流・共存による宮ヶ瀬湖周辺地域の振興と発展に寄与

上記の目的を実現するため、6つの経営戦略視点を3会計の事業展開に反映

①水源環境の理解促進、地域振興事業の実施

②経営の計画性の向上、地域に根ざした公益財団法人としての信頼性向上

③地域連携 DMO としての事業展開、広域圏へのPR強化

④感染症に対応した事業の展開

⑤経営基盤の強化

⑥人材育成、防災・危機管理体制の充実、強化

1 公益目的事業

宮ヶ瀬湖周辺地域振興事業

- (1) 水源環境の理解促進に関すること
 - ・水源環境理解促進
 - ・自然公園管理運営
 - ・ダム管理施設等管理運営
- (2) 宮ヶ瀬周辺地域の活性化の推進に関すること
 - ・地域活性化推進
 - ・やまなみセンター管理運営
 - ・カヌー場管理運営
 - ・あいかわ公園等管理運営

2 収益事業等

宮ヶ瀬湖周辺有料施設運営

- (1) 湖畔等有料施設運営
 - ・有料駐車場運営
 - ・ピクニック広場運営
 - ・水とエネルギー館飲食・喫茶
 - ・望遠鏡、自動販売機
 - ・やまなみセンター別館売店運営
- (2) あいかわ公園有料施設運営
 - ・有料駐車場運営
 - ・自動販売機
 - ・工芸工房村飲食
- (3) 有料乗物運営
 - ・湖畔地区ロードトレイン運行
 - ・ダムサイトロードトレイン運行
 - ・インクライン運行
 - ・遊覧船運航

3 法人運営事業

- ・理事会・評議員会開催等
- ・企画・計画及び調整事業
- ・経営戦略会議による経営改善
- ・人材、防災・危機管理体制の充実、強化

提案書 14 「コンプライアンス、社会貢献」

○就業、給与、決裁、会計及び個人情報の取扱い（規程の整備）、法令遵守の徹底に向けた取組等及び社会貢献等の取組等について提案してください。

（1）指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む）

ア 団体としての諸規程の整備

当財団は、公益財団法人として、公益の担い手としての自覚と責任を常に認識し、宮ヶ瀬湖周辺地域の振興と発展に寄与するように「倫理規程」を定め、財団の使命、社会的責任、信用の維持に努めています。職員の就業、給与等運営に必要な諸規定を定め、事業運営の透明性を確保するとともに、公正かつ適切な事業運営を行います。

就業	就業規則の整備 <ul style="list-style-type: none">職員の就業は、有期雇用職員を含め、「公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団就業規則」に必要事項を定め、職員は誠実にその業務を遂行します。
給与	給与規程の整備 <ul style="list-style-type: none">職員の給与等は、「公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団職員給与規程」に必要事項を定め、適切に運用します。
職務権限	職務権限規程の整備 <ul style="list-style-type: none">決裁：理事長及び常務理事の職務権限は、「公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団理事長及び常務理事の職務権限規程」に必要事項を定めています。 事務決裁規程の整備 <ul style="list-style-type: none">事務の代決、専決等に関し、「公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団事務決裁規程」に必要事項を定め、適切に運用します。
会計	財務規程の整備 <ul style="list-style-type: none">会計処理は、「公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団財務規程」に必要事項を定め、財務及び会計の状況を正確かつ迅速に処理し、健全な運営を図ります。また、指定管理業務に係る経理とそれ以外の業務に係る経理を区分します。
情報公開	情報公開規程 <ul style="list-style-type: none">公正で開かれた活動を推進するために、当財団の活動状況、運営内容、財務資産等を積極的に公開します。公開にあたっては、「公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団情報公開規程」により適正に実施します。

（2）指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況

環境負荷軽減のため、省エネに積極的に取組、光熱水費の削減、資源の有効活用、環境に配慮した商品・サービスの購入（グリーン調達基準）を積極的に実施します。

ア 職員への周知の徹底

神奈川県の定める環境方針に従い、法令を遵守し、水源地として水質汚染を未然に防ぐとともに、環境配慮の視点から業務を見直します。

イ 循環型社会づくり

環境に配慮した商品・サービスの購入を促進するとともに、廃棄物の処理にあたっては、剪定枝・刈り草のたい肥化など、資源の有効利用を行います。



落葉の再利用し腐葉土化

ウ 地球温暖化の防止

電気・ガソリン等のエネルギー使用料の削減を図り、地球温暖化の防止に努めます。また、グリーンカーテンの設置による省エネ対策を行います。



グリーンカーテンの設置

エ 受動喫煙防止対策

「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」に基づき、屋内に喫煙場所は設けず、屋外に喫煙場所を設置し、たばこの害の軽減に努めます。

オ 水源環境保全の取組み

美しい自然環境を次の世代へ残し、宮ヶ瀬湖の水質を守るために制定された「宮ヶ瀬湖憲章」の基本理念を啓発します。

- 財団が作成するパンフレット等に「宮ヶ瀬湖憲章」を記載し、利用者への啓発を行います。
- 財団職員の名刺に「宮ヶ瀬湖憲章」を記載し、関係者の方々に周知し、水源地の保全を図るように努めていきます。

(3) 障害者雇用促進法の法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績

ア 法定雇用率の達成状況、未達成の場合の今後の対応

(ア) 障害者雇用状況（令和2年6月1日現在）※1

法定雇用障がい者数 の算定の基礎となる 労働者数（A）	うち常用雇 用障がい者 数（B）	実雇用率 (A) / (B) × 100	不足数 (A) ×法定雇用率※2 -(B)
32	0	—	—

※1 「障害者の雇用の促進に関する法律」（以下、障害者雇用促進法という。）に基づき、厚生労働省に報告している令和元年6月1日現在の障害者雇用状況を記載してください。報告義務のない法人については、(A)、(B)を記載してください。算定方法については、厚生労働省に報告する障害者雇用状況報告書の記載要領を確認してください。

※2 法定雇用率については厚生労働省のHPを参照してください。
(参考) 国のガイドライン

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaisha/04.html

(イ) 未達成の場合の今後の対応

当財団は、障害者雇用促進法に基づく障害者雇用状況報告の義務のない法人ですが、障がい者雇用については、後述(I)に記載のとおり、障がい者雇用を促進する取り組みを進めます。

(ウ) 障害者雇用促進法に基づく国（事業所を所管する公共職業安定所長）からの障害者雇入れ計画作成命令の有無

□有（計画作成命令を受けた後の対応について：）

■無

イ 障害者雇用促進の考え方と実績

（障害者雇用企業等《障害者雇用企業、障害福祉サービス事業所、在宅就業支援団体など》に優先的に発注するなど障害者雇用を促進する考え方や実績を記載してください。）

当財団では、雇用環境整備士（Ⅱ種：障害者）の資格認定を受けた職員を配置しており、今後とも、障害者雇用促進法の趣旨に鑑み、障害の有無にかかわらず、全ての人が働きやすく、能力が発揮できる職場環境づくりに努めます。

○障害者への配慮

障害者が働きやすいように、職場環境を工夫します。障害の内容に応じ、障害機能を補うのに必要な作業環境を提供します。エレベーターの設置やフロア内での段差の解消などにより、バリアフリーの環境を整備しています。

○職場環境づくり

障害者の雇用を促進するとともに、障害者用のトイレを整備するなど、障害者が能力を発揮できる職場環境づくりに努めます。必要な作業補助支援と声掛け、職員に対する手話講習会の実施などを推進します。

○雇用の促進

地元関係機関と連携して、障害者雇用機会に積極的に取り組みます。また、印刷物の発注等にあたっては、障害者雇用企業や障害福祉サービス事業所等の活用を図るとともに、イベント等において障害福祉サービス事業所の製品の販売促進に協力するなど、障害者の雇用促進に取り組みます。

（4）障害者差別解消法に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組

ア 「ともに生きる社会かながわ憲章」を踏まえた考え方

当財団は、神奈川県が平成28年度に定めた「ともに生きる社会かながわ憲章」の趣旨を踏まえ、指定管理者、公益財団法人として誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、多様な在り方を認めあえる「ともに生きる社会」の実現に取り組みます。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」に基づき神奈川県が定めた「神奈川県における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえ、「不当な差別的取扱いの禁止」、「合理的配慮の提供」の2つを柱に、障害のある人も同等のサービスや各種機会の提供に努めます。

イ 「不当な差別的取扱いの禁止」への取組

職員は、障害を理由として差別することがないよう業務に取り組み適切に対応します。

- ・障害を理由に施設や公園への入場を拒まない
- ・障害を理由に窓口・受付での対応を拒否しない
- ・障害を理由に窓口・受付での対応順序を後回しにしない
- ・障害を理由にパンフレットの提供、情報提供、資料の送付等を拒まない等

ウ 「合理的配慮の提供」への取組

職員は、障害のある人から、社会的障壁を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、適切な対応に努めます。

(ア) 物理的環境への配慮

- ・高齢者や足などに障害のある人が、施設間の移動や公園での散策ができるように、あいかわ公園パークセンターに車椅子を常備し、無料で貸し出しを行います。
- ・車椅子やベビーカーを使用されている人が、スロープやエレベーター、ロードトレインを利用し移動ができるよう移動経路を案内します。
- ・パンフレットラックの高い所に置かれたパンフレットは、取ってお渡しします。
- ・災害や事故発生時に、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害者に対しては、手書きのボード等を用いて、分かりやすく情報を伝え、避難場所を案内し誘導を図ります。

(イ) 意思疎通の配慮

- ・聴覚障害者には、対応する用意ができている「耳マーク」、「筆談マーク」を施設の入口や窓口に掲示し、コミュニケーションボードや情報端末機器（タブレット端末）のアプリを活用して応対します。
- ・意思疎通が得意な障害者には、情報端末機器（タブレット端末）を活用し、写真や絵で意思を確認します。
- ・障害者から申し出があった際には、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら応対します。
- ・施設入口や財団が独自に運営しているホームページに「ほじょ犬マーク」を掲示し、補助犬を必要とされる人や他の利用者に補助犬が受け入れ可能な施設であることを周知します。
- ・「ヘルプマーク」を付けている利用者には、積極的に声かけを行い、援助を申し出ます。

耳マーク



ほじょ犬マーク



ヘルプマーク



(ウ) ルール、慣行の柔軟な変更への取り組み

- ・集団施設内で運営する駐車場、各種乗物を障害者が利用した場合は利用料金を免除します。（障害者手帳の提示が必要となります）
- ・イベントへの参加や乗物への乗車待ちの際に、順番を待つことが苦手な障害者には、他の利用者の理解を得た上で待ち順を入れ替える対応をします。

工 利用者への普及啓発

神奈川県が実施している「令和2年度県民ニーズ調査」の結果において、「ともに生きる社会かながわ憲章」を75.6%の人が知らなかったと回答していることから、パネル展の開催等による利用者への普及啓発に努めます。

(ア) パネル展等の開催

県所管課と調整し、様々な方が利用される、あいかわ公園で「ともに生きる社会かながわ憲章」のパネル展を開催しチラシを配架するよう検討します。

a 開催案

開催期間：「ともに生きる社会かながわ推進週間」にあわせて1週間（7/26を含む週の月曜日から日曜日までの1週間を中心）

主な対象：夏休み期間に来訪される家族連れ

開催期間：「障がい者週間」を中心に

主な対象：あいかわ公園のクリスマスイベントに来訪される家族連れ

(イ) ポスター掲示、ホームページへのリンク等

「令和2年度県民ニーズ調査」では、憲章を知っていると回答した人のうち、44.2%が「ポスター・チラシ等」で知り、「県・市町村の広報誌で知った」に次いで多くなっています。

施設内に新ロゴマークをあしらったポスターを掲示するとともに、財団が独自に運営しているホームページにリンクをはり、普及啓発に努めます。



ともに生きる社会
かながわ憲章

KANAGAWA CHARTER for an Inclusive Society

ともに生きる社会かながわ憲章

- ー 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- ー 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- ー 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- ー 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

(5) 神奈川県手話言語条例への対応

平成 30 年神奈川県福祉統計では、人口 918 万人に対し、聴覚・平衡機能の身体障害者手帳の交付を受けている人は約 2 万 4 千人となっています。この割合から宮ヶ瀬湖周辺 3 拠点を訪れる聴覚障害者数は、1,700 人ほどと推計されます。

聴覚障害者が安心して利用できる環境をつくるため、神奈川県手話言語条例、神奈川県手話推進計画の目的等を理解し、手話及び聴覚障害者について理解を深め、手話講習会を開催します。また、手話技能検定合格者の職員の配置に努めます。

(6) 社会貢献活動等、CSR の考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標目標 9（イノベーション）、11（都市）、15（陸上資源））への取組

ア 宮ヶ瀬ダム周辺振興財団の社会貢献活動

当財団の設置目的である、県民に水源環境に対する理解を促進することや宮ヶ瀬湖周辺地域の活性化を推進することは永遠のテーマであり、宮ヶ瀬湖周辺地域において今まで地域との連携を通して育んできました。

その一環として、民間企業等による社会貢献としての植樹活動に当たって、作業の技術指導を森林インストラクターと財団職員が行うとともに、スコップ等の植樹器材の貸し出し等を行うなど、企業による社会貢献活動を支援する取り組みを実施します。

鳥居原園地では、高校生による社会貢献として、ドウダンツツジの植樹が行われていますが、その実施に当たってもインストラクターを派遣するなどの支援を行います。

これらの取り組みは、SDGs による「目標 4 質の高い教育をみんなに」や ESD の目標のひとつである「環境、経済、社会の面において持続可能な将来が実現できるような価値観と行動の変革をもたらすこと」と同じ方向性であるものと考えております。

また、国土交通省から運営管理業務を受託している宮ヶ瀬ダム水とエネルギー館において、来館者から缶ジュース等のブルトッピを募っています。令和 2 年 2 月に 1,800 キロに達したため、売却して車椅子を購入し、愛川町・清川村・津久井地域の社会福祉協議会に車椅子を寄贈しました。今後も来館される皆様のご協力をいただきながら寄贈を継続していきます。

イ あいかわ公園社会貢献活動

あいかわ公園では地域への社会貢献活動として、愛川町教育委員会からの要請により町立中学校の職場体験の場として中学生を受け入れ、工芸工房村で伝統工芸である組紐や藍染めに携わる業務の体験、あいかわ公園のシカ糞の清掃や、園内の手すりなどのヤスリかけなどの園地管理作業を体験してもらっています。

また、毎月1回、花壇の花の植え替えを行いますが、その際、古い花を利用者に配布する「花の日」を開催しており、あいかわ公園にあった花を来園者の自宅の花壇やプランターに植え替えていただき、地域に広く花を広げています。

更に、ボランティア活動の場として、紙芝居・読み聞かせの団体に月一回のイベント「お話会」や、着ぐるみ愛好家の団体にも年数回、利用者とのふれあいグリーティングをお願いしており、それぞれ小さな子どもたちに喜ばれています。

また、月に2日、ボランティアによる花壇の花植えや草取りの活動を行っています。

ウ 宮ヶ瀬ダム周辺振興財団のSDGsについて

当財団は、宮ヶ瀬ダム貯水池周辺地域整備基本計画に基づき、良好な地域づくりを一体的・計画的に推進しています。

この基本計画では、貯水池周辺地域の新しい地域づくりの基本理念として「人と自然、都市と地域の交流・共存をめざす自然公園的機能をもった都市近郊リゾート地の形成」を掲げています。

(ア) 目標9：産業と技術革新の基盤を作ろう

- 公園などレジリエント(強靭)なインフラ整備による地域づくり

宮ヶ瀬湖畔園地、鳥居原園地、あいかわ公園の3公園の維持管理を進める中で、利用者の利便性や付加価値の向上を図り、新たな魅力を引き出し、レジリエント(強靭)なインフラとして整備し、周辺地域に持続可能なインフラやイノベーションを促進します。

9 産業と技術革新の基盤をつくろう



(イ) 目標11：住み続けられるまちづくりを

- 人と自然、都市と地域の交流・共存をめざす都市近郊リゾート地の形成

当財団の基本理念である「人と自然、都市と地域の交流・共存をめざす自然公園的機能をもった都市近郊リゾート地の形成」は、まさに持続可能なまちと地域社会づくりを目指すものです。

11 住み続けられるまちづくりを



(ウ) 目標 15：陸の豊かさも守ろう

- 宮ヶ瀬湖周辺地域の自然環境の保全による、人と自然、都市と地域の交流・共存

宮ヶ瀬湖周辺の地域づくりの基本は、地域に残る豊かな水源環境の保全にあります。雄大な宮ヶ瀬湖や丹沢山地の景観や、森林、動植物など地域の生物の多様性が損なわれないよう、宮ヶ瀬湖周辺地域への訪問者に対して、水源環境に対する理解を促進していきます。



提案書 15「事故・不祥事への対応、個人情報保護」

○事故・不祥事への対応、個人情報保護について記載してください。

(1) 募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無ならびに重大な事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況

過去3年間に重大な事故または不祥事はありません。

(2) 個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況

ア 個人情報保護についての方針、体制、研修等

当財団で取り扱う個人情報は、宮ヶ瀬湖周辺地域で活動するボランティアや各種セミナーや行事の講師と参加者、会議室の申込み利用者等の情報が主となっています。この他に職員や業務委託業者の情報等があります。当財団では、県の個人情報保護条例に基づき「公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団個人情報保護規程」を定め、マイナンバー制度など新たな個人情報保護制度への適切な対応を行っていきます。

(ア) 職員への周知の徹底

職員が、個人情報の適切な取扱いができるように、個人情報の漏えいの事例等を紹介して、個人情報保護の重要性、管理方法を職員会議や研修で職員に周知します。

(イ) セキュリティの確保

組織的な安全管理体制を確保し、個人情報を適切に扱います。万が一、漏えいが発生した場合は、個人情報取扱主任者()が、速やかに関係機関へ報告するとともに、被害状況(漏洩内容、範囲)を把握し、対象者に漏えい内容を連絡して、二次被害の防止に努めます。

(ウ) 研修

県の個人情報保護条例や財団の規程、マイナンバー制度等について、個人情報取扱主任者()を講師として、職員を対象に研修を実施します。

提案書 16 「これまでの実績」

○これまでに取り組んだ類似施設での管理、指定管理の実績等について記載してください。

(1) 指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況

(官民を問わず、過去 5 年以内に取り組んだ都市公園の管理実績や、類似施設の管理（運営）に実績がある場合は記載してください。また、その評価（公表されている自治体のモニタリング評価を含む。）等がある場合には、併せて記載してください。)

当財団は、宮ヶ瀬湖周辺 3 抱点で都市公園や類似施設等の管理運営に携わって、地域振興に貢献してまいりました。

ア 都市公園の管理や指定管理の実績

あいかわ公園では、平成 14 年の開園時から関わってきましたが、平成 18 年度からは指定管理者として管理運営しています。

神奈川県県土整備局都市部都市公園課による指定管理業務評価について、平成 28 年度から平成 30 年度にかけて 3 年連続で「特に優良」の評価をいただきました。

【（評価結果）神奈川県が求めている管理運営業務の執行状況・執行体制・事業効果に対し特に優秀な実績・成果を認められ、平成 30 年度の最終評価シートでは項目別の評価結果が高かった。】

イ 公園管理の類似業務の管理運営実績

業務内容	期間、受託先
県立あいかわ公園管理運営業務	平成 18 年 4 月から継続中（指定管理） 神奈川県県土整備局 都市部 都市公園課
やまなみセンターの管理運営（同指定管理）	平成 10 年 9 月から継続中 神奈川県政策局 政策部 土地水資源対策課
宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地の管理運営（同指定管理）	平成 11 年 4 月から継続中 神奈川県環境農政局 緑政部 自然環境保全課
県立宮ヶ瀬湖カヌー場管理運営業務（同指定管理）	平成 11 年 4 月から継続中 神奈川県スポーツ局 スポーツ課
宮ヶ瀬ダム水とエネルギー館管理運営業務	平成 11 年 11 月から継続中 国土交通省 関東地方整備局 相模川水系広域ダム管理事務所
宮ヶ瀬ダム管理支援（施設管理）業務：湖岸・湖面巡視	平成 11 年 11 月から継続中 国土交通省 関東地方整備局 相模川水系広域ダム管理事務所

※都市公園の管理実績には、応募する県立都市公園のほか、他の県立都市公園、他の自治体の都市公園を含みます。類似施設とは、県立自然公園、国定公園、国立公園、動物園、遊園地等を想定しています。

(2) 県又は他の自治体における指定取消しの有無

県又は他の自治体における指定取消しはありません。

